

北名古屋市地域強靱化計画 (素案) パブリックコメント用

意見募集期間

令和3年12月24日から令和4年1月22日まで

北名古屋市役所 防災環境部 防災交通課

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

| | |
|-----------|---|
| 1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 対象とする区域 | 2 |

第2章 北名古屋市の地域特性等

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 北名古屋市の地域特性 | 3 |
| (1) 地理的特性 | 3 |
| (2) 人口動向 | 4 |
| (3) 土地利用 | 6 |
| (4) 産業 | 6 |
| (5) 交通 | 9 |
| (6) 社会資本の老朽化 | 10 |
| (7) 医療体制 | 11 |
| 2 北名古屋市に影響を及ぼす大規模自然災害 | 13 |
| (1) 地震により想定される被害 | 13 |
| (2) 風水害（豪雨、洪水、内水）により想定される被害 | 18 |

第3章 北名古屋市の強靱化の基本的な考え方

| | |
|------------------------|----|
| 1 北名古屋市地域強靱化計画の基本目標 | 22 |
| 2 北名古屋市の強靱化を進める上での留意事項 | 22 |

第4章 北名古屋市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

| | |
|------------------------------|----|
| 1 脆弱性の評価 | 23 |
| (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 | 23 |
| (2) 施策の分野（個別施策分野と横断的の分野）の設定 | 26 |
| (3) 脆弱性評価結果 | 26 |

| | |
|-----------------------|----|
| 2 推進すべき施策の方針 | 27 |
| (1) リスクシナリオごとの施策の推進方針 | 27 |
| (2) 個別分野ごとの施策の推進方針 | 64 |

第5章 計画推進の方策

| | |
|-----------|----|
| 1 計画の推進体制 | 83 |
| 2 計画の進捗管理 | 83 |

参考資料

| | |
|-------------|----|
| 別紙1 脆弱性評価結果 | 85 |
|-------------|----|

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

我が国は、これまで多くの大規模自然災害に見舞われ、多数の人的被害や、甚大な経済的・社会的・文化的被害を受け、その度に復旧・復興を繰り返してきた。

1959(昭和 34)年の伊勢湾台風では、多数の死者・行方不明者の被害が発生したことを受け、「災害対策基本法」が制定された他、「防災計画」の策定が進められた。1995(平成 7)年の阪神・淡路大震災では、建築物・高架橋等の倒壊や、密集市街地での延焼火災等が発生し、建築物等の耐震化や密集市街地対策、自助・共助の重要性の認識が高まり、これにより「減災」の取組が推進された。大規模津波による甚大な被害が発生した2011(平成 23)年の東日本大震災では、甚大な被害発生と長期間をかけて復旧・復興を図る「事後対策」を避け、最悪の事態を念頭に、平時から計画的に備えを行うことの重要性が改めて認識された。その他の地域においても、地震、大雨、竜巻、台風、大雪等の災害が全国各地で発生し、頻発化・激甚化している状況にある。

このような背景を受け、2013年(平成 25年)12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し基本理念を定め、国や地方公共団体、事業者及び国民の責務等を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

一方、国際的な視点では、持続可能な世界を実現するための共通目標として、2015(平成 27)年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標(SDGs)が採択された。このSDGsには17のゴール(目標)が定められており、この中には「住み続けられるまちづくりを」が掲げられている。このような観点からも、国土の強靱化を図っていくことの重要性が高まっている。

このような、国・県の動向等を踏まえ、北名古屋市(以下「本市」という。)においても、国の基本計画、愛知県地域強靱化計画との調和を図りつつ、国や県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として、「北名古屋市地域強靱化計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」として策定するものであり、国土強靱化基本計画との調和を保つ(基本法第 14 条)とともに、愛知県地域強靱化計画との調和・連携・役割分担を考慮した計画とする。

また、市の行財政運営の長期的な指針となる「北名古屋市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「北名古屋市地域防災計画」等との連携を図りながら、北名古屋市における地域強靱化施策を推進する上での指針とするものである。

なお、防災に関する計画として、本市は「北名古屋市地域防災計画」を策定しているが、この計画との役割の違いは、地域防災計画が主に発災後の応急・復旧・復興を目的に、それらを下支えする災害予防・応急体制整備・迅速な復旧・復興体制整備を行う事項について定めていることに対し、本計画は、発災前の災害予防、応急体制整備、迅速な復旧・復興体制整備、社会経済システムの強靱化等に対して定めることに違いがあり、災害の発災前から計画的に地域を強靱化していくことを目指すものである。

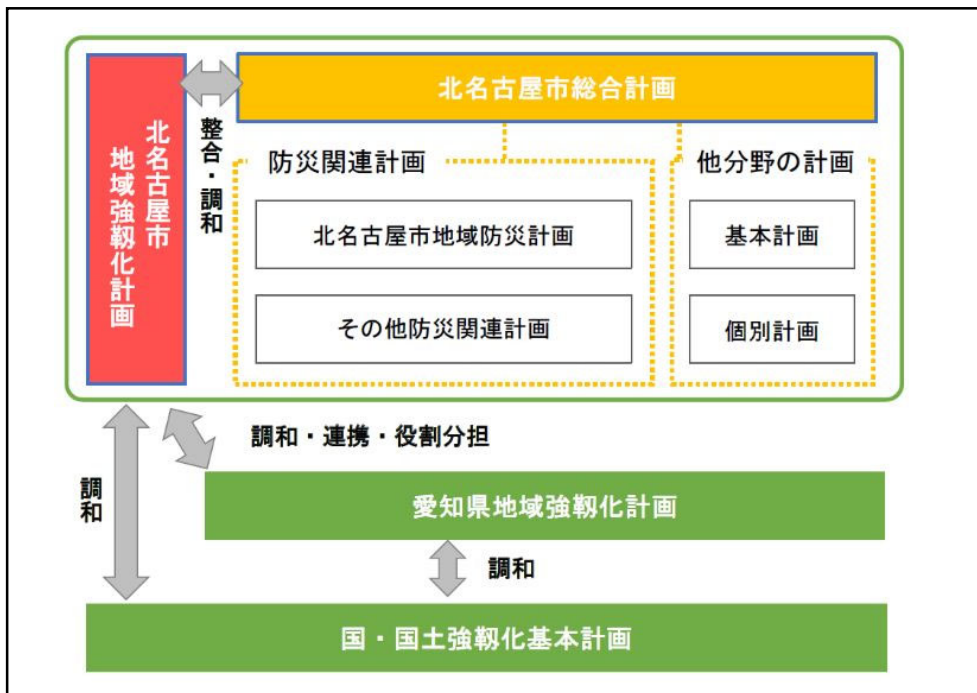


図 北名古屋市地域強靱化計画の位置づけ

3 対象とする区域

本計画の対象区域は北名古屋市全域を基本とし、北名古屋市が主体となる取組を中心とするが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要な国や県、民間事業者、地域等との連携や役割分担も考慮することとする。

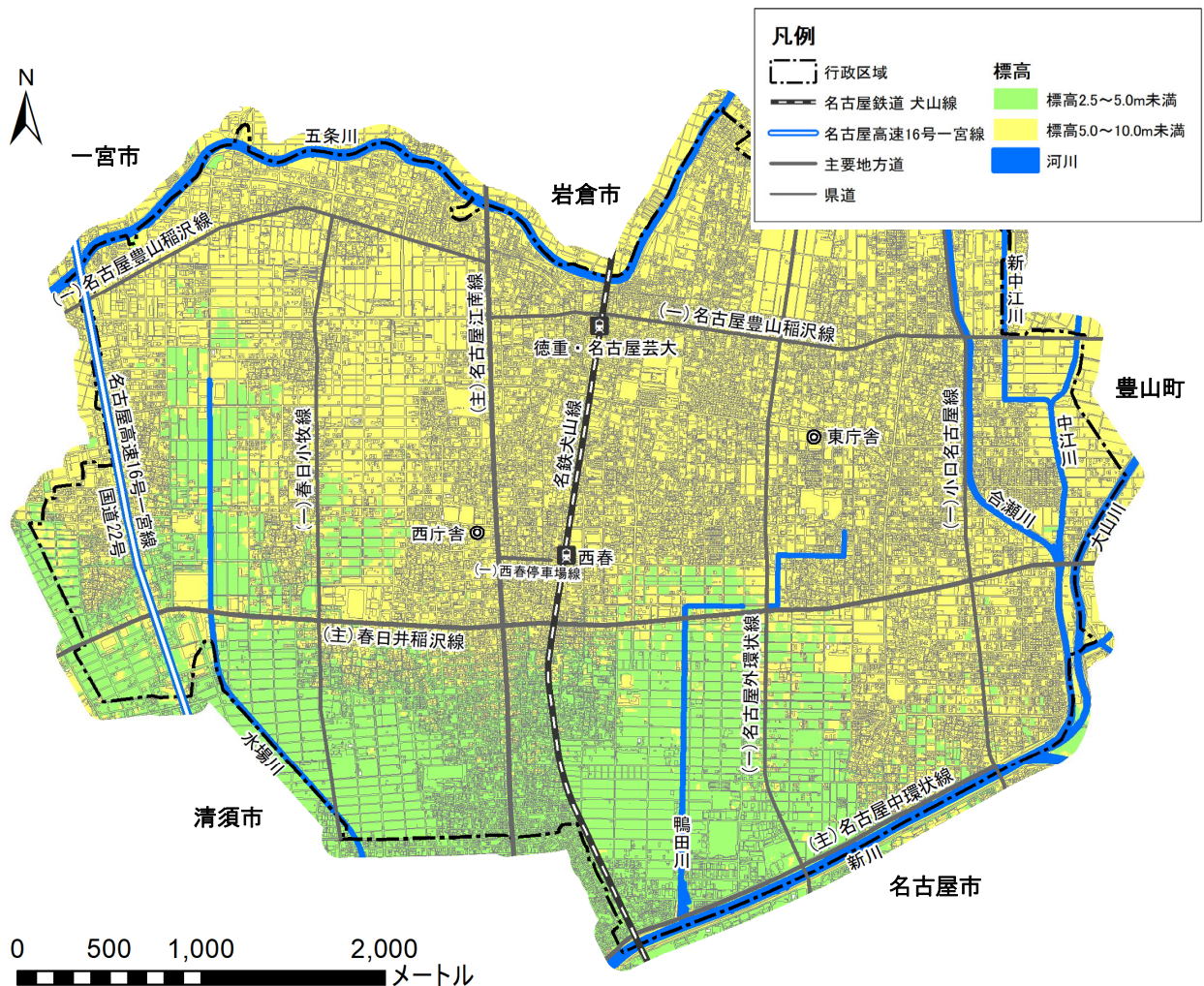
第2章 北名古屋市の地域特性等

1 北名古屋市の地域特性

(1) 地形的特性

本市は、愛知県の北西部に位置し、南は名古屋市、東は豊山町、西は清須市、北は一宮市、小牧市、岩倉市に接している。市域は、東西約 6km、南北約 4km で、面積は 18.37 km²と隣接する名古屋市北区、西区とほぼ同じ大きさのコンパクトな規模であり、ほぼ全域が名古屋市の都心部から 10km 圏内に位置している。地形・環境は、海拔 4～8m 前後のおおむね平坦な地形であり、市内を新川、五条川、合瀬川、水場川等の河川が流れる潤いのある環境を形成している。

また、濃尾平野のほぼ中央に位置し、犬山扇状地の末端部からは自然堤防地帯が広がり、旧河道とそれを囲む自然堤防、それを取り巻く後背湿地からなっている。これらの地形は一般に砂、砂質シルトや粘土層等の細粒物質等で構成されており、かつ旧河道は地下水位が高く、そのうえ旧河床に堆積した淘汰の良い砂が分布するので、液状化が発生しやすい場所であることが指摘されている(北名古屋市地域防災計画 附属資料編 p1)。



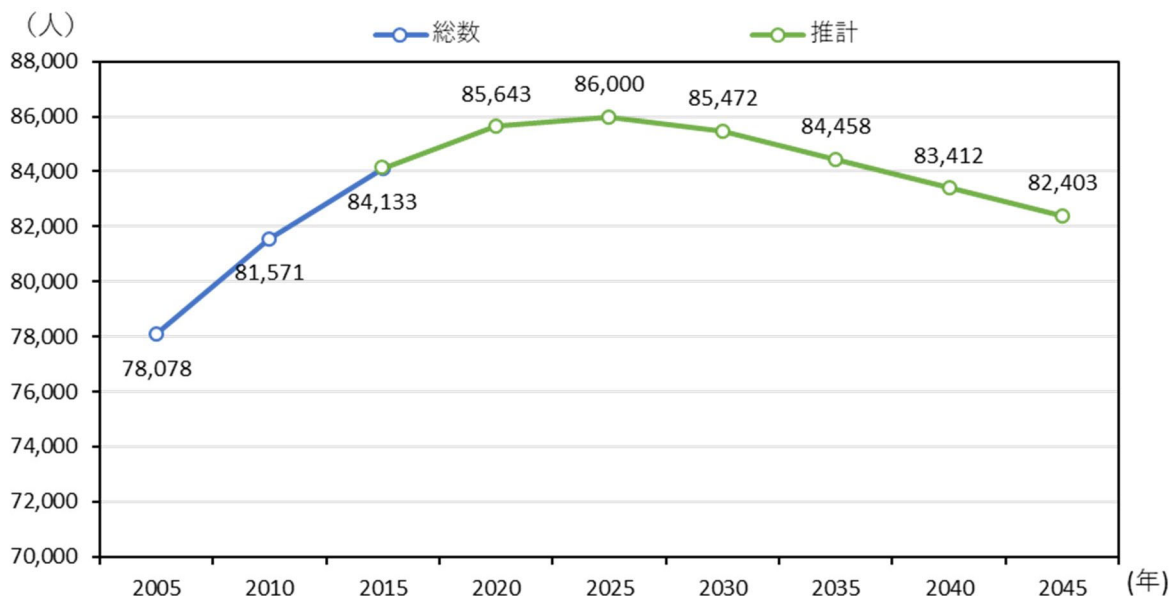
資料：国土数値情報ダウンロードサービス（標高・傾斜度 5 次メッシュ）

図 北名古屋市の地形

(2)人口動向

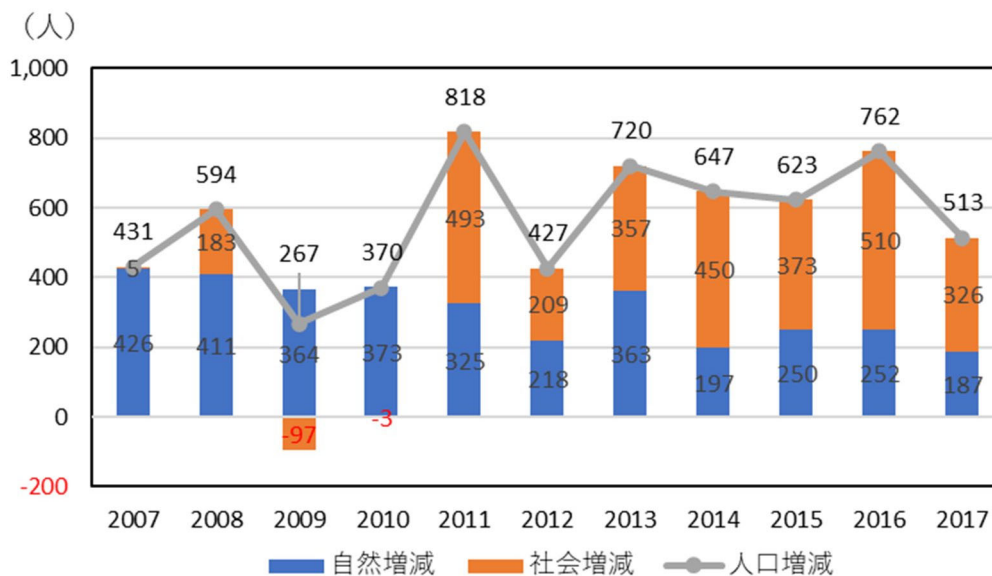
本市の人口は、増加傾向が続いてきているものの、近年は鈍化の状況にあり、国立社会保障人口問題研究所による推計では、2025年頃から減少に転じることが見込まれている。

また、自然増減、社会増減について、自然増減は一貫して増加側にあるものやや減少傾向(2007年、2008年:400人以上増に対して、2014年~2017年:約180人~約250人増)にある。一方、社会増減は、減少している年(2009年、2010年)も確認できるものの、基本的には増加している状況にある。



資料：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）

図 北名古屋市の人口の推移

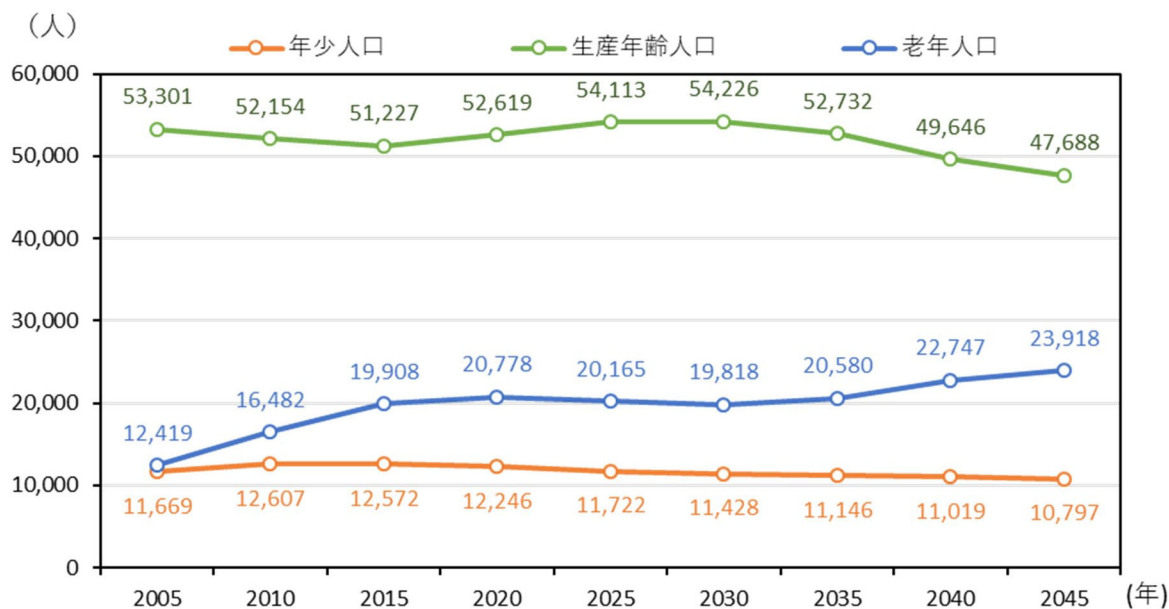


出典：愛知県統計年鑑

図 北名古屋市の人口の推移(自然増減・社会増減)

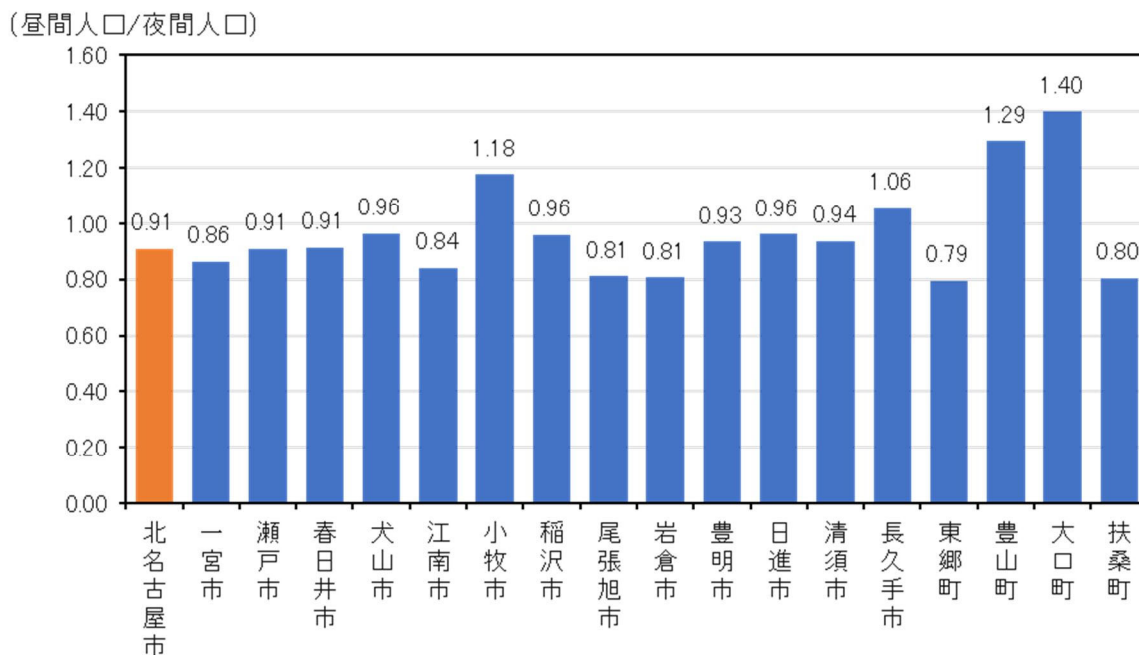
年齢3区分別による人口見通し・人口構成の見通しは、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方、老年人口(65～74歳、75歳以上)の割合が増加する見込みであり、全国的な傾向と同じく、少子高齢化が進むことが予測されている。

また、本市の昼間人口は、夜間人口に比べて9割程度(夜間人口の方が多い状況)であり、住宅都市としての一面も確認できる。



資料：国勢調査（～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）

図 年齢3区分別の人口見通し

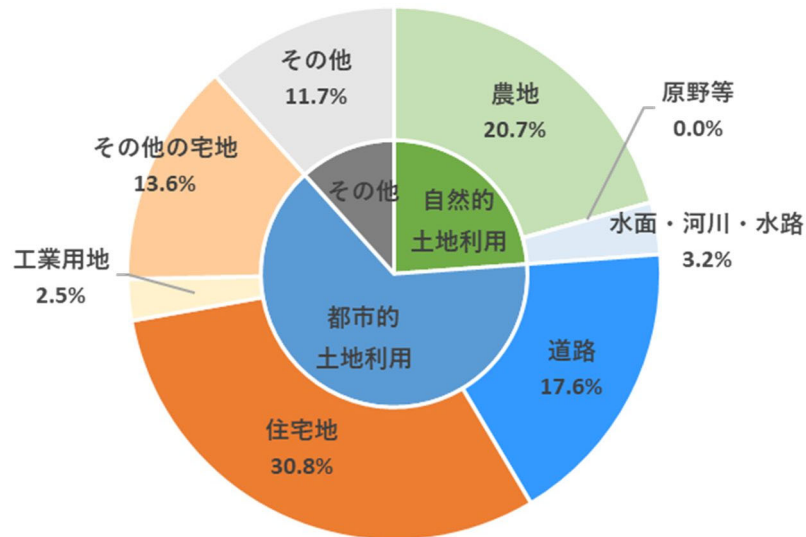


資料：国勢調査（2015年）

図 本市と周辺市町(尾張地方(尾張))の昼夜間人口比(2015年)

(3) 土地利用等

本市は、農地が市域の約 2 割を占め、都市的土地利用においては住宅地が大部分を占めている。このように、「住宅」と「農地(田園)」が広がる土地利用が本市の特徴となっている。



資料：愛知県 2020 「土地に関する統計年報」

図 用途別土地利用の状況

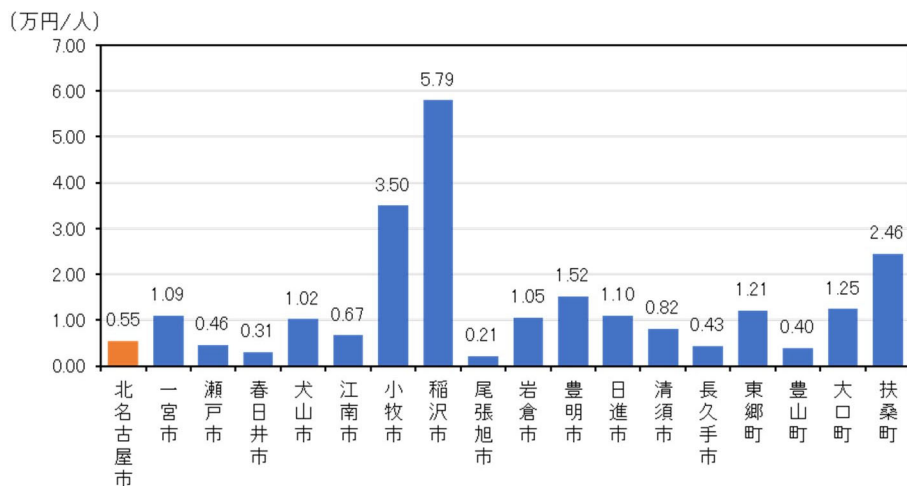
(4) 産業

農林水産省、経済産業省、総務省統計局の提供する統計から年間の農業産出額、製造品出荷額等、小売業年間商品販売額を下表に示す。これらの産業の内、小売業年間商品販売額が最も大きく、次いで製造品出荷額が大きい状況にある。

また、人口当たりの製造品出荷額等、小売業年間商品販売額については、周辺市町(尾張地方(尾張))と比較して小売業年間商品販売額は概ね他市町と同程度であるのに対して、製造品出荷額等は小さい状況にある。

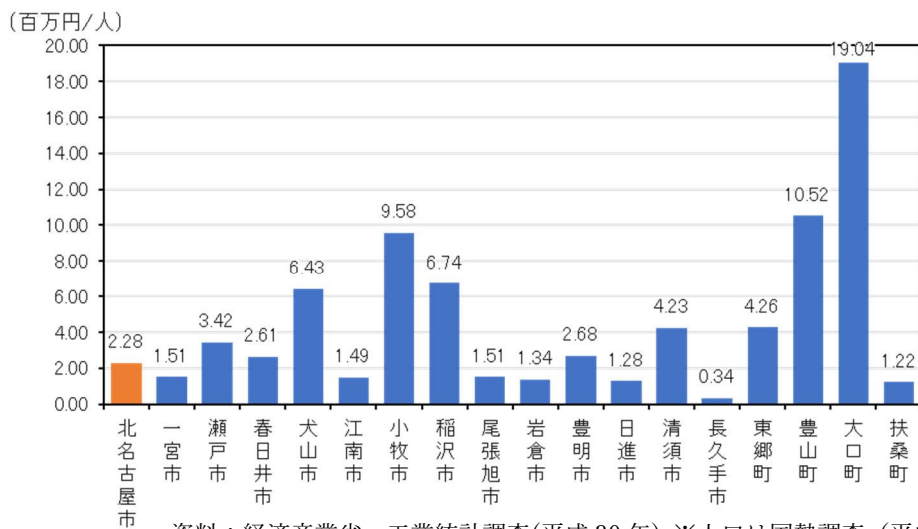
表 北名古屋市の産業に関する統計まとめ

| | 金額 | 備考 |
|------------|----------|---------------------------|
| 農業産出額 | 4.6 億円 | 農林水産省 令和元年市町村別農業産出額(推計) |
| 製造品出荷額等 | 1,922 億円 | 経済産業省 工業統計調査(令和元年) |
| 小売業年間商品販売額 | 2,143 億円 | 総務省統計局 平成 28 年経済センサス-活動調査 |



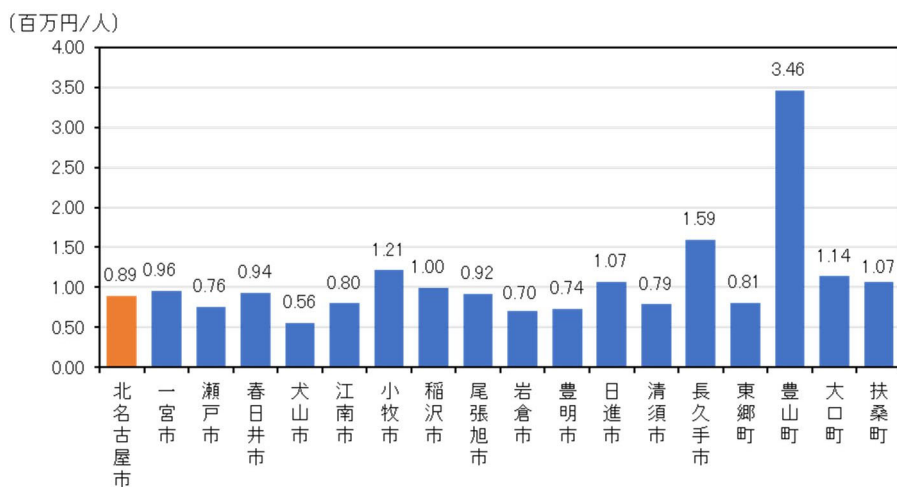
資料：農林水産省 令和元年市町村別農業産出額（推計） ※人口は国勢調査（平成27年）

図 本市と周辺市町(尾張地方(尾張))の人口当たり農業産出額(2019年)



資料：経済産業省 工業統計調査(平成30年) ※人口は国勢調査（平成27年）

図 本市と周辺市町(尾張地方(尾張))の人口当たり製造品出荷額等(2018年)

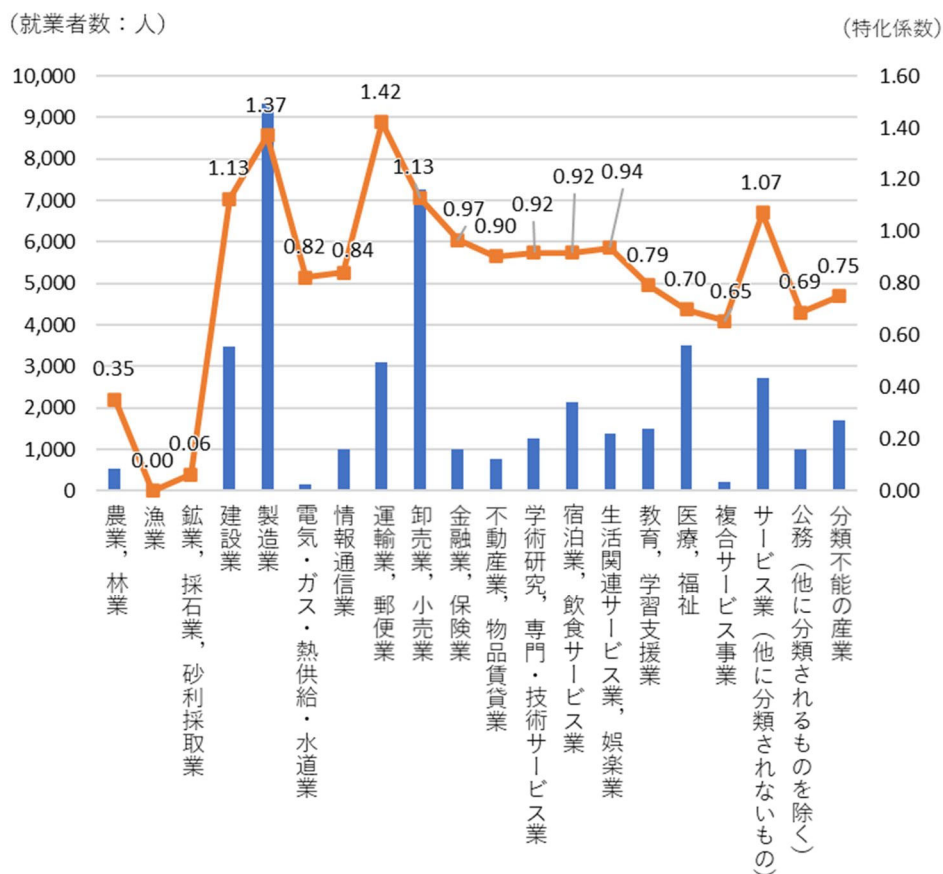


資料：経済産業省 平成28年経済センサスー活動調査 ※人口は国勢調査（平成27年）

図 本市と周辺市町(尾張地方(尾張))の人口当たり小売業年間商品販売額(2016年)

産業大分類別就業者数の特化係数をみると、道路交通の利便性等により「運送業、郵便業(特化係数 1.42)」や「製造業(特化係数 1.37)」が高くなっている状況にある。

※特化係数:全国の産業大分類別就業者数の構成比を基準として、北名古屋市の構成比と比較した係数で、1 を超えると全国と比べ構成比が高いと判断できる数値。



資料：国勢調査 (平成 27 年)

図 産業大分類別就業者数(2015 年)

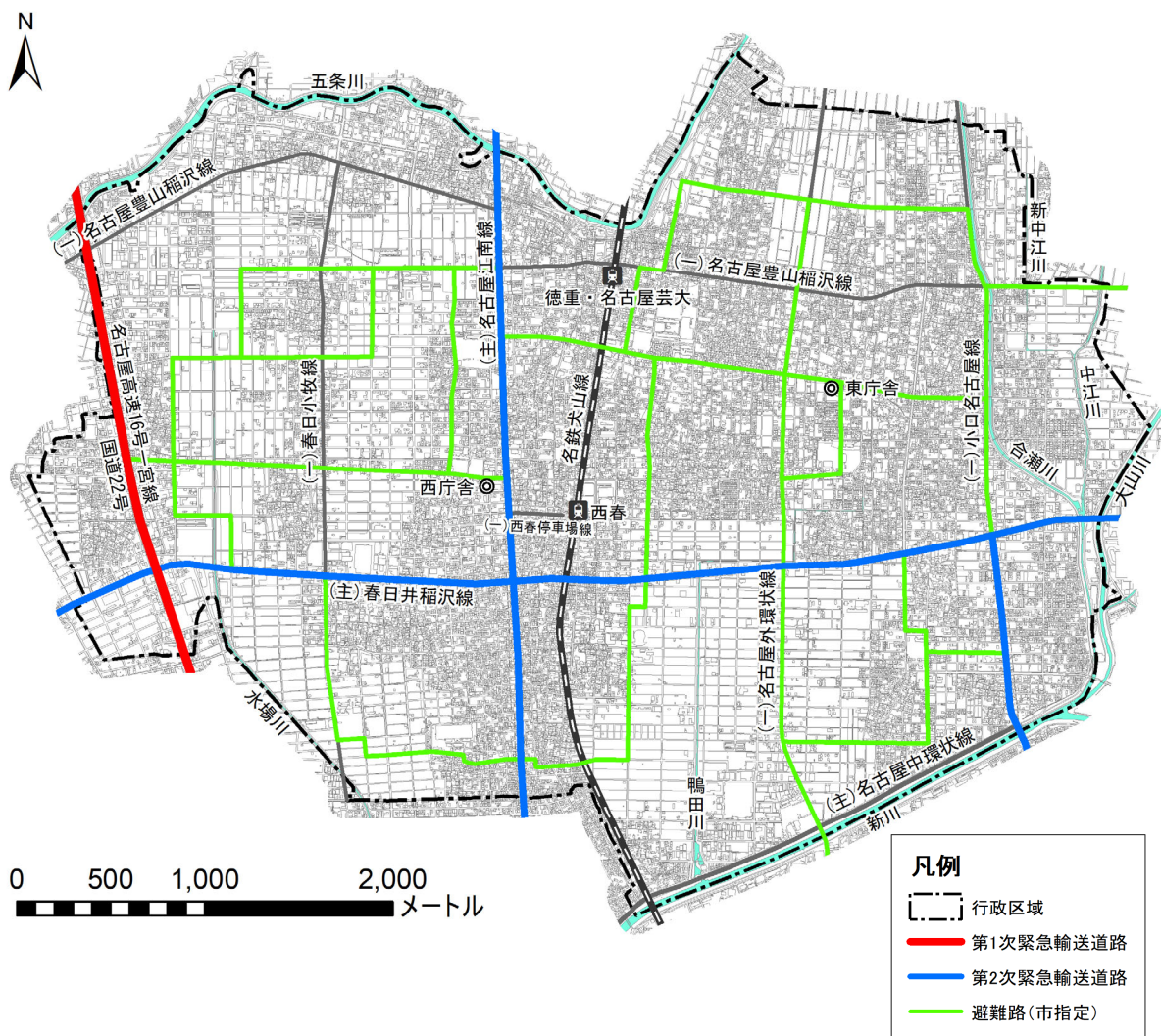
(5)交通

本市の交通環境は、中央を名鉄犬山線が南北に走り、名古屋鉄道や名古屋市営地下鉄で名古屋市の都心部までが約 10 分と、名古屋都心へのアクセスが容易になっている。

また道路網は、市の東西中央部に位置する主要地方道春日井稲沢線(県道 62 号)、南北中央部に位置する主要地方道名古屋江南線(県道 63 号)を中心にネットワークが形成されている。本市内における地震発生時に通行を確保すべき道路を、以下に示す。

表 北名古屋市の緊急輸送道路

| | 備考 |
|-----------|--|
| 第1次緊急輸送道路 | 国道 22 号線 |
| 第2次緊急輸送道路 | 主要地方道春日井稲沢線(県道 62 号) 主要地方道名古屋江南線(県道 63 号) 一般県道小口名古屋線(県道 158 号) |

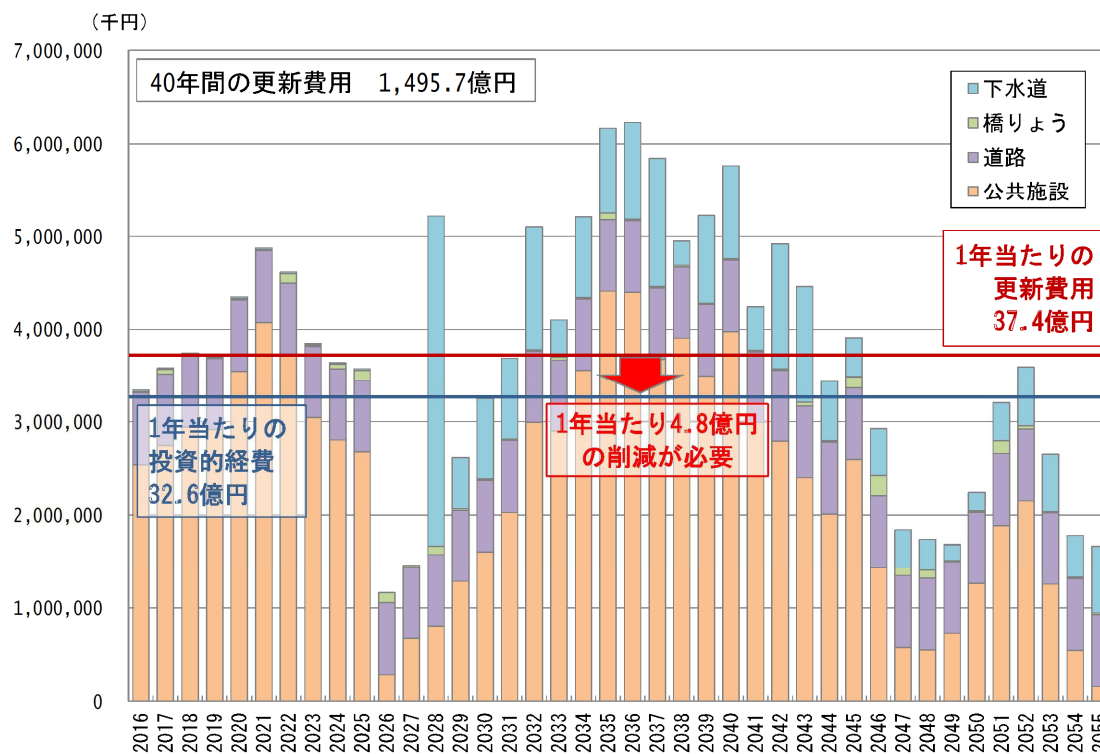


資料：北名古屋市地域防災計画（令和 3 年 2 月）

図 緊急輸送道路(北名古屋市内)

(6) 社会資本の老朽化

本市の公共施設とインフラ資産の更新に、今後 40 年間で総額 1,495.7 億円(公共施設 943.3 億円、インフラ資産 552.4 億円)にも及ぶことが試算されている(北名古屋市公共施設等総合管理計画)。公共施設等の最適化、ファシリティマネジメントの推進などを実施し、財政負担の軽減を図りつつ、最適な公共施設等の持続的な供給を目指す必要がある。



出典：北名古屋市公共施設等総合管理計画

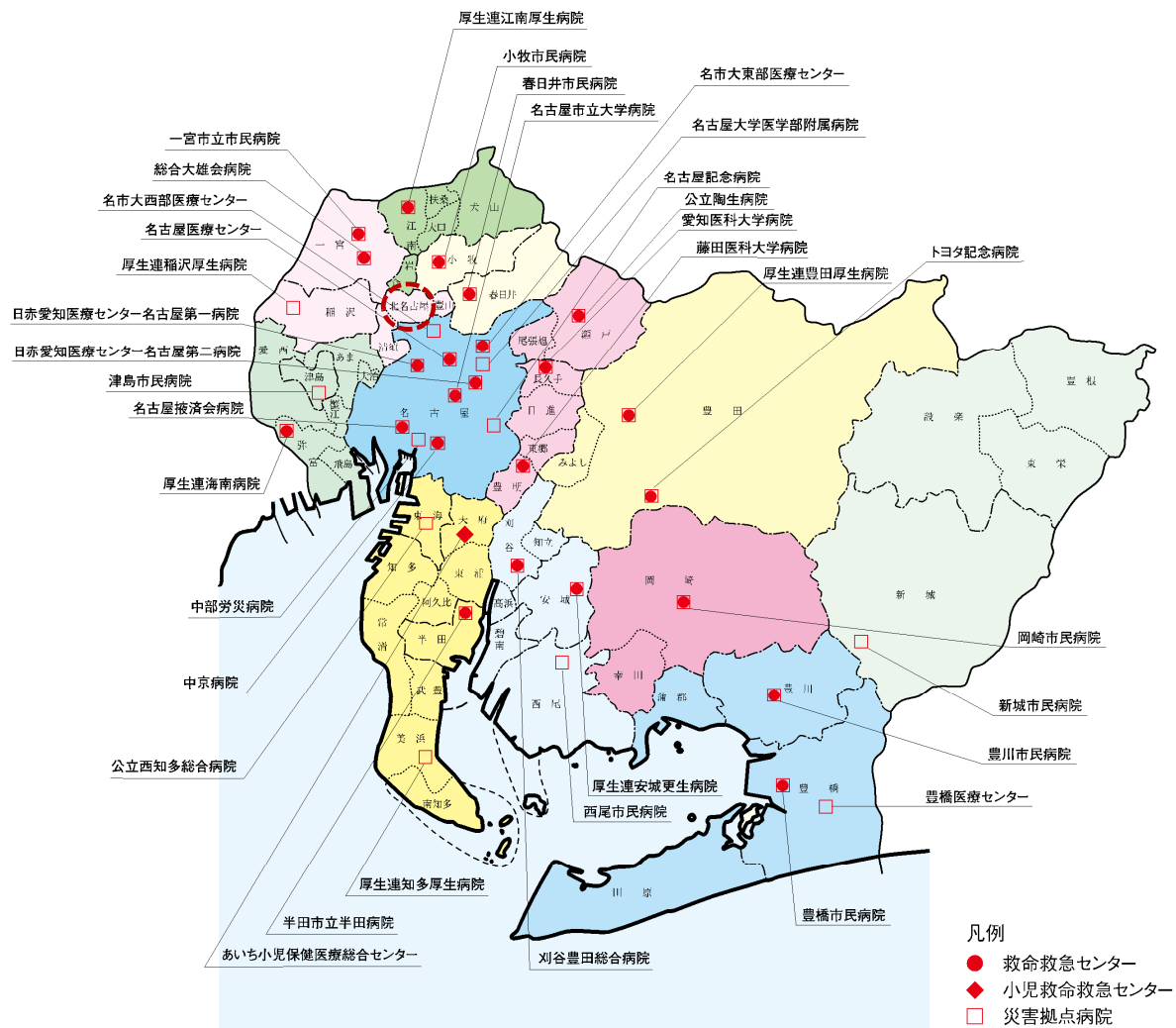
図 建物系公共施設とインフラ資産の更新費用の推計

(7)医療体制

本市内には救急医療施設・災害拠点病院は立地しておらず、近隣では名古屋市、小牧市、春日井市、一宮市などに立地している。

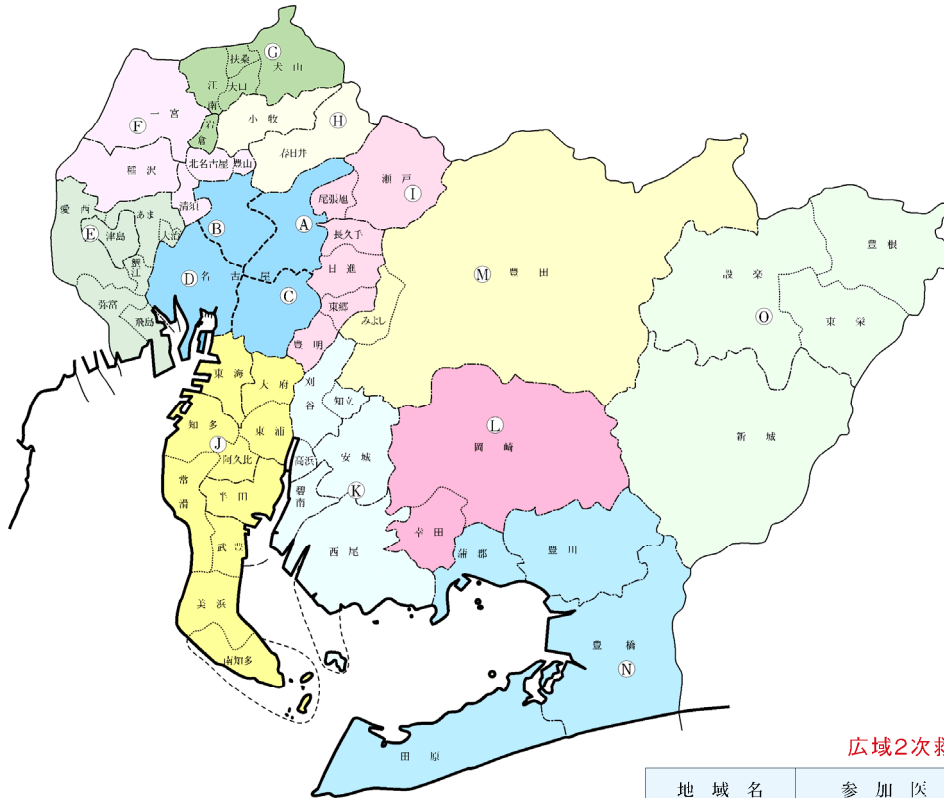
表 北名古屋市周辺の救急医療施設

| 医療体制 | |
|-----------|---|
| 第1次救急医療施設 | 傷病の初期及び急性期症状の医療を担当 |
| 第2次救急医療施設 | 第1次救急医療機関の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当 |
| 第3次救急医療施設 | 第2次救急医療機関の後方病院として、重篤救急患者の救命医療を担当 |
| 災害拠点病院 | 災害時における医療の確保を図るため、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度の診療機能などを有する病院 |



出典：愛知県の救急医療（令和3年度版）

図 愛知県の第3次救急医療施設及び災害拠点病院



広域2次救急医療圏

| 地域名 | 参加医療機関名 | 運営開始年/月 |
|---------|---|----------|
| 名古屋 | ① (千種区・昭和区・守山区・名東区) 国共済東海、ちくさ、吉田、 名古屋大学医学部附属、 安井、聖霊、(国)東名古屋、メイウホスピタル | S53.10.1 |
| | ② (東区・北区・西区・中区) 名市大西部医療センター、名春中央、大隈、 総合上飯田第一、北、名鉄、米田、名城、中日、 NTT西日本東海、三宅、杉田 | |
| | ③ (瑞穂区・南区・太白区・緑区) 新生会第一、大同、山口、南生協、笠寺、 名南、小松、北村、平岩、第一なるみ、相生山、 名古屋記念、緑市民、西本 | |
| | ④ (中村区・熱田区・中川区・港区) 名古屋セントラル、鵜飼、大菅、増子記念、服部、 熱田リハビリテーション、水谷、協立総合、 ばんたね、名古屋共立、臨港、中部労災 | |
| 海部 ⑤ | 津島市民 | S54.10.1 |
| 尾張西北部 ⑥ | 一宮西、市立木曾川、稲沢市民、 厚生連稲沢厚生、泰玄会、済衆館、 はるひ呼吸器 | S54.4.1 |
| 尾張北部 ⑦ | 総合大山中央、さくら総合 | S55.4.1 |
| 春日井小牧 ⑧ | 小牧第一、名古屋徳洲会総合 | S54.4.1 |
| 尾張東部 ⑨ | 旭労災、日進おろど | S53.4.1 |
| 知多 ⑩ | 常滑市民、知多厚生、小嶋、杉石、石川、 渡辺、公立西知多総合 | S54.4.1 |
| 衣浦西尾 ⑪ | 西尾市民、八千代、碧南市民、西尾 | S55.4.1 |
| 岡崎額田 ⑫ | 宇野、岡崎南、 愛知医科大学メディカルセンター、 藤田医科大学岡崎医療センター | S53.4.1 |
| 豊田加茂 ⑬ | 厚生連足助、豊田地域医療センター、 みよし市民 | S55.9.1 |
| 東三河平坦 ⑭ | 豊橋医療センター、蒲郡市民、厚生連渥美、 光生会、成川記念、総合青山、 豊橋ハートセンター | S56.4.1 |
| 東三河山間 ⑮ | 新城市民 | S56.1.1 |

出典：愛知県の救急医療（令和3年度版）

図 愛知県の第2次救急医療施設

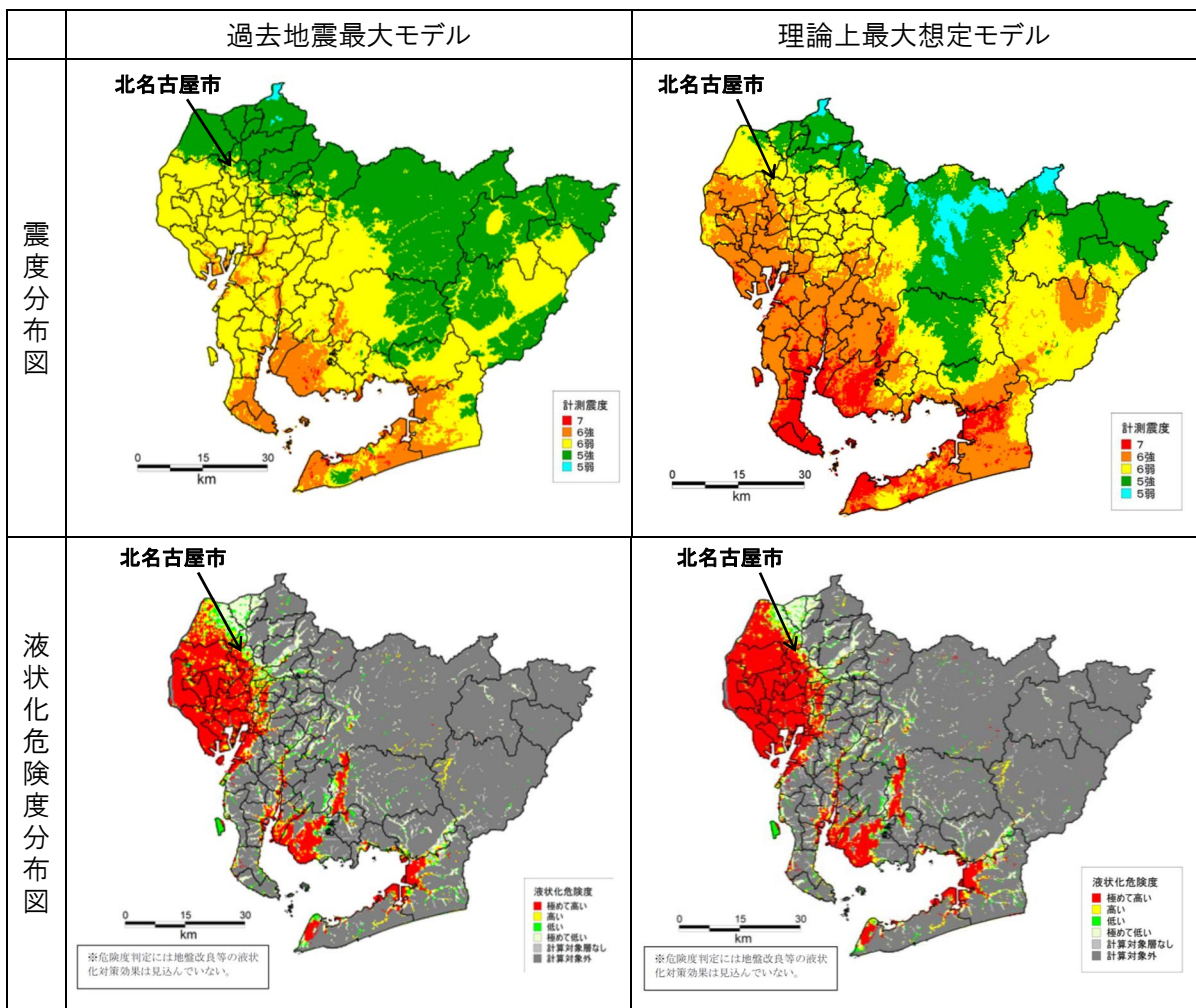
2 北名古屋市に影響を及ぼす大規模自然災害

本市において想定されている大規模自然災害の被害等を以下に示す。

(1)地震により想定される被害

本市への被害が想定される地震として、東海地震、東南海地震、東海・東南海地震連動、養老―桑名―四日井市断層帯、南海トラフ巨大地震等が想定される。愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査において、南海トラフ巨大地震で繰り返し発生する大規模な海溝型地震に対して、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害が想定されている。

【強い揺れ、液状化に伴う被害】



出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）250mマップ

過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

理論上最大想定モデル

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震。

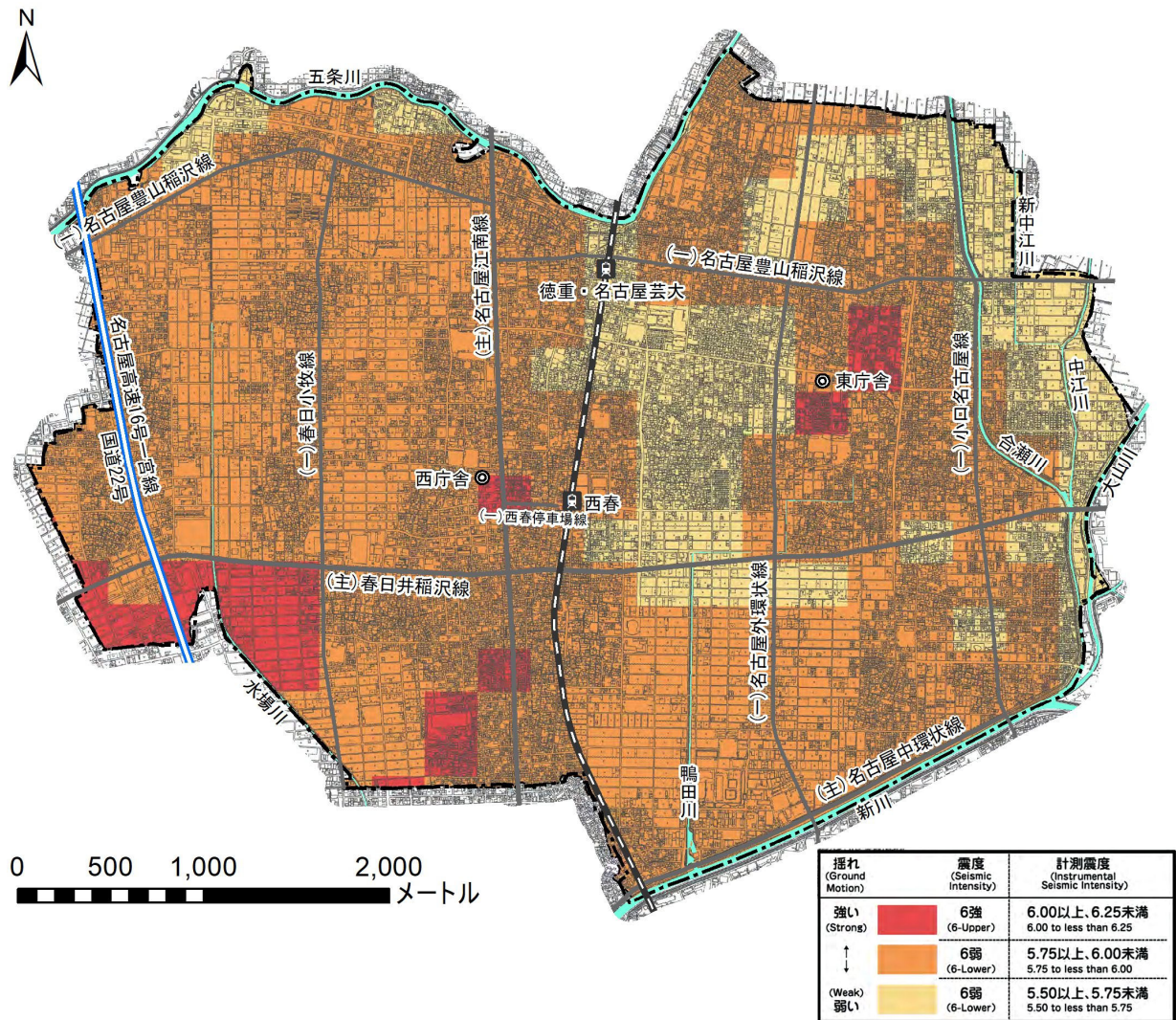
① 強い揺れ、液状化等に伴う被害

本市では、過去地震最大モデルで震度6弱、理論上最大想定モデルで震度6強が想定されている。震度、液状化危険度ともに愛知県全域で見ると比較的危険度の低いエリアにある。

表 地震・津波により想定される被害

| 地震の区分 | 過去地震最大モデル | 理論上最大想定モデル |
|-------------------------|-----------|------------|
| 最大震度 | 6弱 | 6強 |
| 最大津波高 | — | — |
| 最短津波到達時間 (津波高 30 cm) | — | — |
| 浸水面積(浸水深 1 cm以上) | — | — |

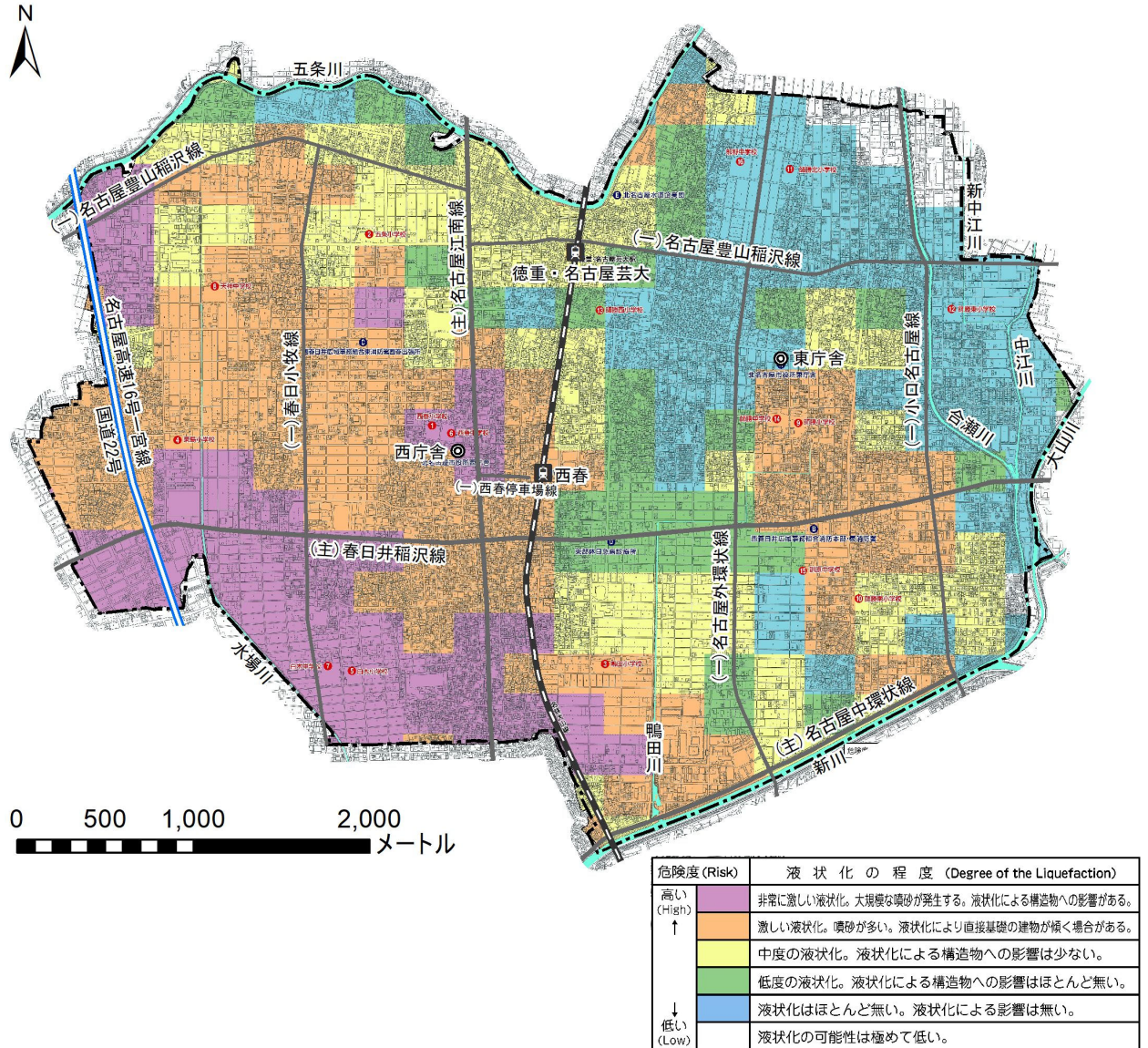
※ 理論上最大想定モデルは、地震及び津波の複数のケース別に想定したうち、被害が最大になる場合を記載している。(地震：陸側ケース、東側ケースともに同じ)



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月）

図 震度予測図

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年 5 月)より予測した液状化危険度を以下に示す。特に南西エリアにおいては、危険度が高い状況にある。



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月）

図 液状化危険度(南海トラフ地震)

建物被害について、想定される被害数を下表、建物被害を下図に示す。市域全域において、建物の被害が想定される状況にあることが確認できる。

表 地震・津波により想定される被害(建物被害)

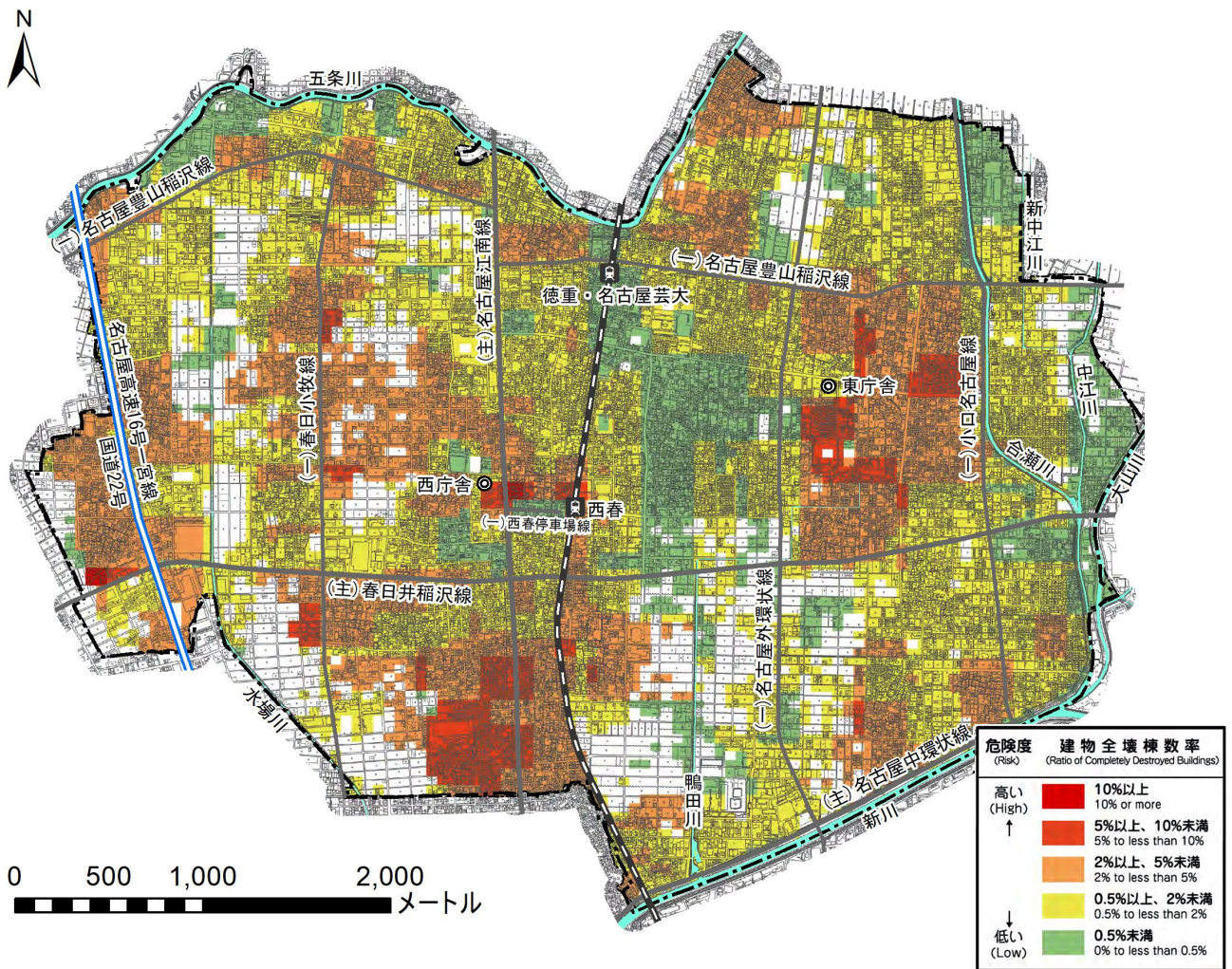
| 被害 | 過去地震最大モデル | 理論上最大想定モデル |
|--------------|-----------|------------|
| 揺れによる全壊 | 約 50 棟 | 約 500 棟 |
| 液状化による全壊 | 約 100 棟 | 約 100 棟 |
| 浸水・津波による全壊 | 被害わずか | 被害わずか |
| 急傾斜地崩壊等による全壊 | 被害わずか | 被害わずか |
| 火災による焼失 | 約 20 棟 | 約 1,300 棟 |
| 合計 | 約 200 棟 | 約 2,000 棟 |

※ 端数処理のため合計が各項目の和に一致しない場合がある。

※ 被害わずかは5棟未満である。

※ 過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した3ケースのうち、県全体の全壊焼失棟数の合計が最大となるケース(冬夕方18時)を記載している。

※ 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース(地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方18時)を記載している。



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月)

図 建物全壊棟数率

② 人的被害

人的被害(死者)の想定については、理論上最大想定モデルでは建物倒壊等による被害は約 30 人であり、浸水・津波、急傾斜地崩壊等、火災などについては被害わずかと想定されている。

表 地震・津波により想定される人的被害（死者）

| 被害 | 過去地震最大モデル | 理論上最大想定モデル |
|-----------------------|-----------|------------|
| 建物倒壊等 | 被害わずか | 約 30 人 |
| （うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物） | 被害わずか | 被害わずか |
| 浸水・津波 | 被害わずか | 被害わずか |
| （うち、自力脱出困難） | 被害わずか | 被害わずか |
| （うち、逃げ遅れ） | 被害わずか | 被害わずか |
| 急傾斜地崩壊等 | 被害わずか | 被害わずか |
| 火災 | 被害わずか | 被害わずか |
| 合計 | 被害わずか | 約 30 人 |

※ 端数処理のため合計が各項目の和に一致しない場合がある。

※ 被害わずかは 5 人未満である。

※ 過去地震最大モデルは、季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の全壊焼失棟数の合計が最大となるケース（冬深夜 5 時）を記載している。

※ 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜 5 時）を記載している。

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果（平成 26 年 5 月）

③ ライフライン被害

過去地震最大モデルにおいて、上水道の断水人口が約 81,000 人と想定されるほか、下水道の機能支障、電力停電、電話不通、LP ガス機能支障が想定されている。

表 地震・津波により想定される被害

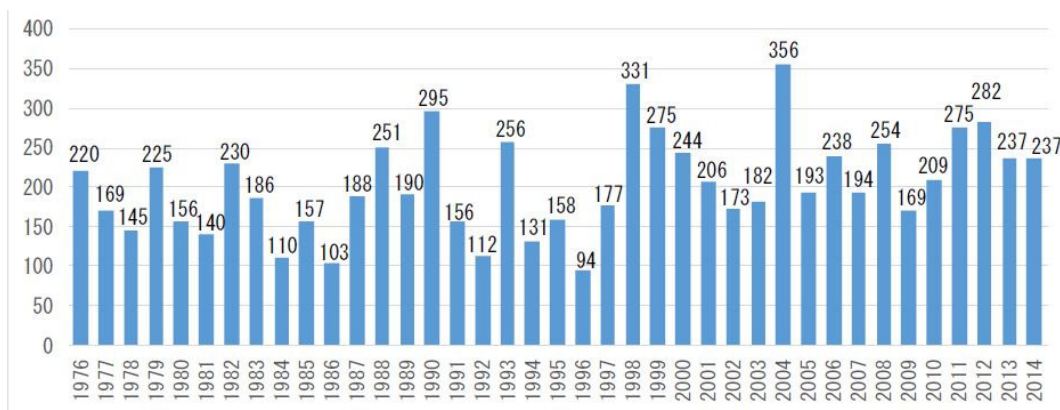
| 愛知県全体で被害が最大となるケース(冬夕方 18 時発災・発災 1 日後) | | |
|---------------------------------------|-------|---------------------|
| 上水道(断水) | | 約 81,000 人 |
| 下水道(機能支障) | | 約 22,000 人 |
| 停電件数 | | 約 37,000 軒 |
| 固定電話不通回線数 | | 約 11,000 回線 |
| 携帯電話停波基地局率 | | 80% |
| 都市ガス復旧対象戸数 | | 被害わずか |
| LP ガス機能支障世帯数 | | 約 500 世帯 |
| 避難者数 | 1 日後 | 約 1,100 人 |
| | 1 週間後 | 約 16,000 人 |
| | 1 ヶ月後 | 約 26,000 人 |
| 帰宅困難者数(昼 12 時発災) | | 約 6,000 人～約 6,900 人 |
| 災害廃棄物等(冬夕 18 時発災) | | 約 54 千トン |

出典：北名古屋地域防災計画－地震災害対策計画－

(2)風水害(豪雨、洪水、内水)により想定される被害

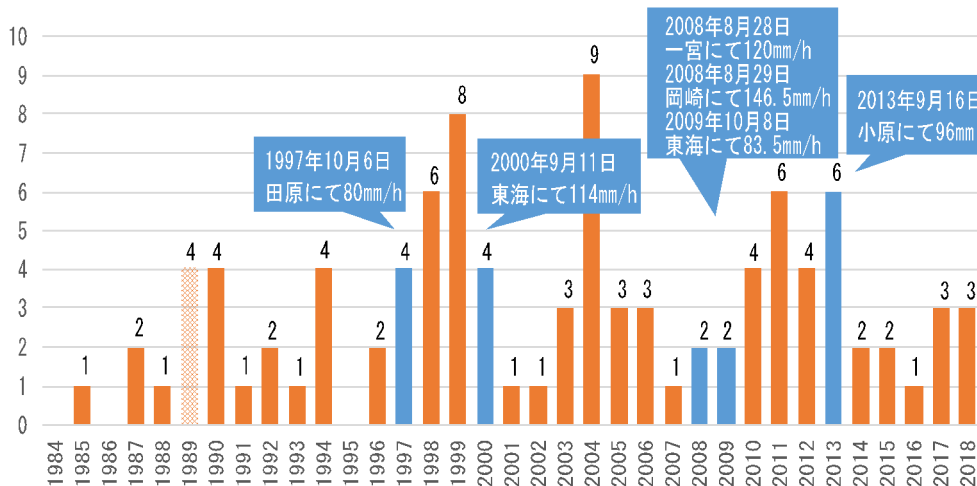
① 豪雨により想定される被害

近年、全国的に短時間集中豪雨の発生回数が増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。短時間豪雨により、河川のはん濫、内水はん濫により、家屋や道路が浸水する被害が想定される。愛知県内においても、1時間あたりの降水量 50mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80mm 以上の雨は、1997 年、2000 年、2009 年、2013 年に1日ずつ、2008 年には2日観測されている。



気象庁「過去の気象データ」により作成

図 全国における時間降水量 50 mm以上の短時間豪雨発生回数



出典：愛知県地域強靱化計画

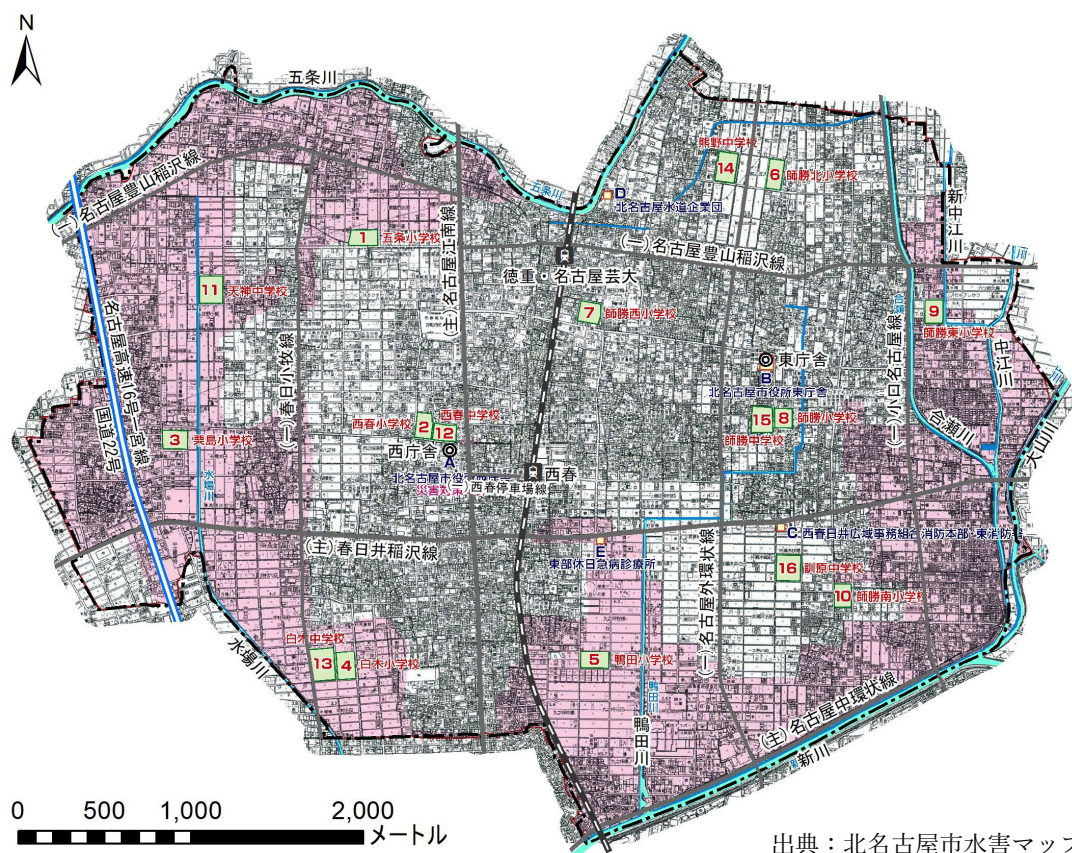
図 愛知県における時間降水量 50 mm以上の短時間豪雨発生回数

このような中、本市は木曾川を源流とする庄内川水域の河川が多く、河川・内水はん濫に関するリスクがある。平成12年9月11日から12日にかけての東海地方を襲った集中豪雨の浸水実績をみると、内水はん濫で浸水した区域があり、特に、新川、五条川などの河川周辺で浸水が多く発生している。また、浸水の発生を防ぐ目標である5年に1回(1時間あたり52mm)程度の雨を想定した浸水想定区域においても河川周辺で浸水が想定される区域がある。

表 北名古屋市内の一級河川

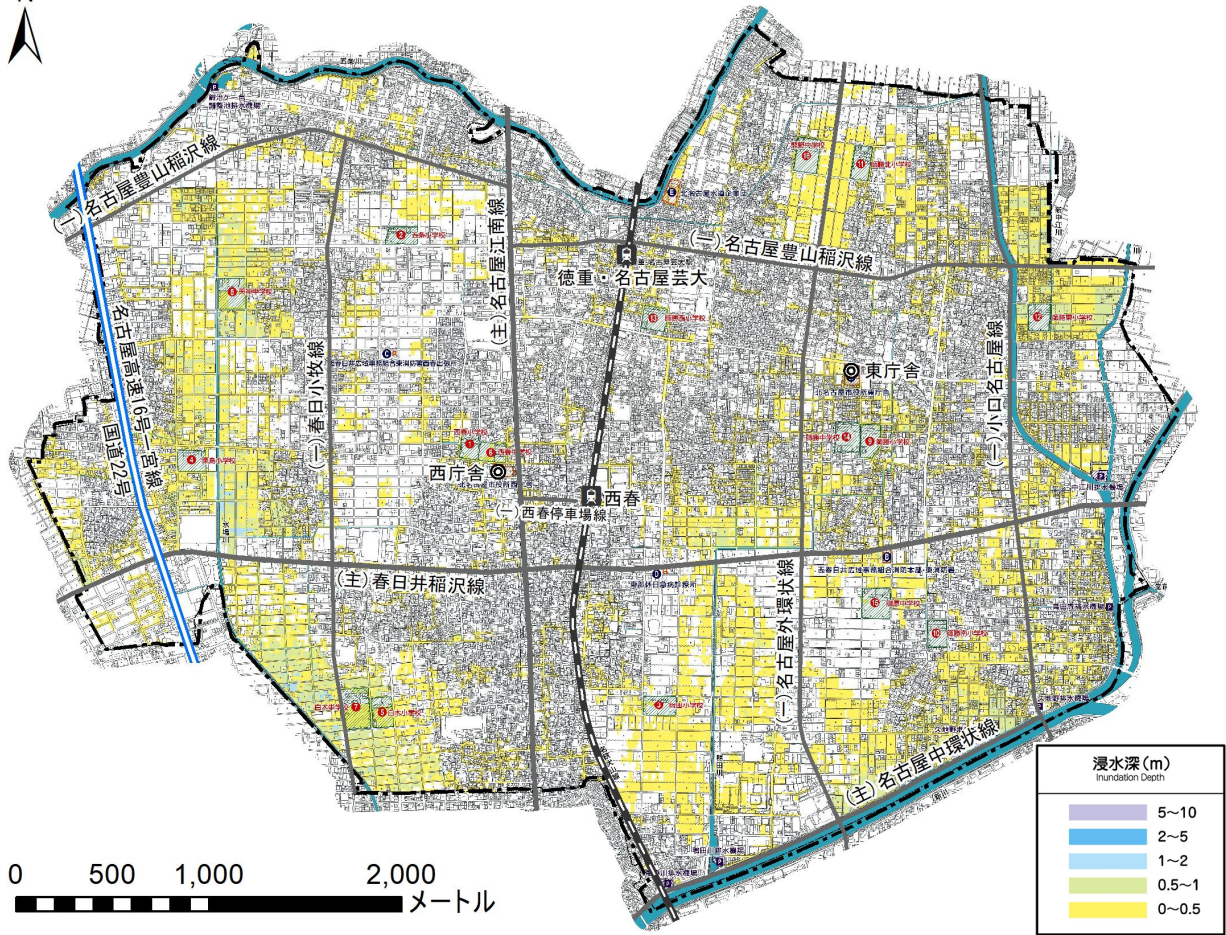
| 水系名 | 河川名 | 市内延長(m) | 管理団体 |
|-----|------|---------|------|
| 庄内川 | 新川 | 2,500 | 愛知県 |
| | 大山川 | 1,000 | |
| | 合瀬川 | 3,600 | |
| | 五条川 | 1,100 | |
| | 鴨田川 | 3,000 | |
| | 中江川 | 1,300 | |
| | 新中江川 | 1,200 | |
| | 五条川 | 3,600 | |
| | 水場川 | 3,400 | |

出典：北名古屋地域防災計画【附属資料編】



出典：北名古屋水害マップ

図 過去の浸水実績内水はん濫



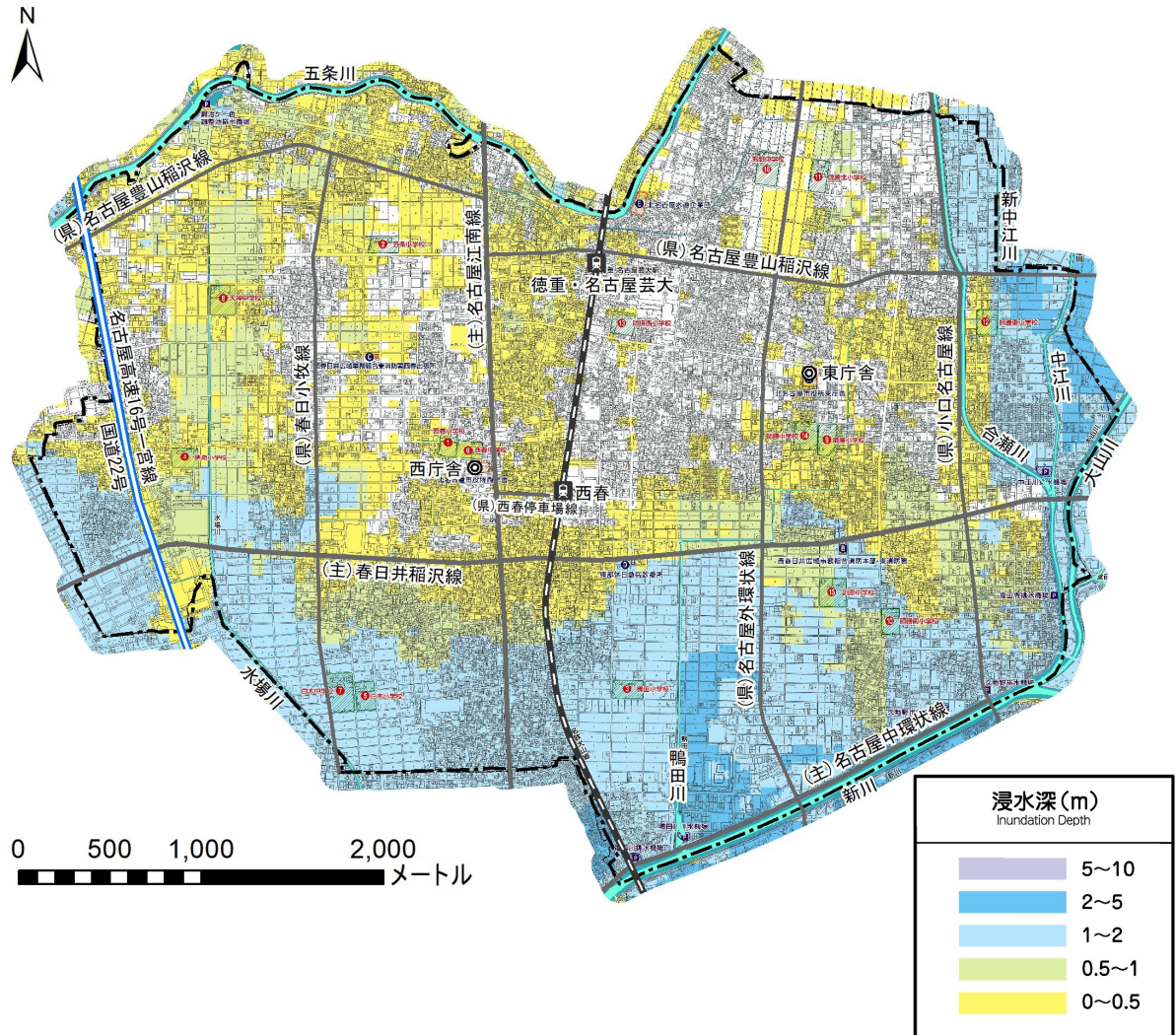
出典：北名古屋市ハザードマップ（内水）

図 内水はん濫による浸水想定区域

② 河川のはん濫により想定される被害

木曾川、庄内川等は、水防法に基づく、洪水により重大な損害を生ずる恐れがある河川として指定されている。

本市のハザードマップ(洪水)においては、庄内川・新川・五条川・大山川・八田川について、河川堤防が決壊したことを想定し、国と県の浸水被害に関する試算結果をもとに、市域における浸水区域と浸水深を図上に示している(下図参照)。ハザードマップをみると、市域の南側、または中江川、大山川付近の東側で、水深 2.0m(1階の軒下まで浸水)や水深 5.0m(2階の軒下まで浸水)の区域が多くあり、河川はん濫による被害が甚大であることが確認できる。



出典：北名古屋市ハザードマップ(洪水)

図 浸水区域と浸水深(洪水ハザードマップ)

第3章 北名古屋市の強靱化の基本的な考え方

1 北名古屋市地域強靱化計画の基本目標

基本法第 14 条において、国土強靱化地域計画は「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。本計画における基本目標は、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり設定する。

【北名古屋市国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 市民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

2 北名古屋市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととする。

- 本市の強靱化に向け、国や県、他市町村、大学、関係機関、地域等の役割・連携を意識して取り組む。
- 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域のつながりの維持・強化や、コミュニティの機能の向上を図る。

第4章 北名古屋市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

前述の基本目標を達成し、本市の強靱化のために必要な事項を整理することを目的として、脆弱性評価を行った。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画や本市の地域特性等を踏まえ、8の「事前に備えるべき目標」と36の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定した。

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|------------|--|------------------------|---|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 暴風等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-3 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱 |
| | | 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | | 2-6 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|------------|---|------------------------|--|
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| | | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | | 5-3 | 陸・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |
| | | 5-5 | 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-2 | 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| | | 7-3 | 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃 |
| | | 7-5 | 農地等の被害による市域の荒廃 |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|------------|--------------------------|------------------------|--|
| 8 | 社会・経済を迅速かつ従前より強靱な姿で復興させる | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 | 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ |
| | | 8-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 8-6 | 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。

| 個別施策分野 | 横断的分野 |
|--------------|---------------|
| ①行政機能／警察・消防等 | ①リスクコミュニケーション |
| ②住宅・都市 | ②人材育成 |
| ③保健医療・福祉 | ③老朽化対策 |
| ④エネルギー | ④産学官民・広域連携 |
| ⑤情報通信 | |
| ⑥産業・経済 | |
| ⑦交通・物流 | |
| ⑧農林水産 | |
| ⑨市域保全 | |
| ⑩環境 | |
| ⑪土地利用 | |

(3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、強靱化のために必要な事項を整理することを目的として、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。評価結果は、別紙1に示す。

2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前項の脆弱性評価を踏まえ、設定したリスクシナリオごとの施策の推進方針と優先的に取り組む具体的施策、重要業績指標を示す。なお、具体的施策の内、今後、特に重点的に実施する事業については、施策の右側に『★』を付している。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅の耐震化の促進) ★

○広報誌の活用や、職員による戸別訪問、耐震改修相談会の実施等により、耐震化の普及啓発を図る。また、住宅の耐震診断・耐震改修の補助や、代理受領制度の周知の他、低コスト耐震化工法の普及(住宅の所有者への低コスト耐震化工法についての情報発信や、耐震改修工事事業者への講習会の案内等)等を行い、住宅の耐震化を促進する。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

(老朽化した保育施設の安全対策の促進)

○老朽化した保育施設の耐震改修により、減災に努める。

(認定こども園、幼稚園の耐震化・新設・改修の促進) ★

○新設・改修・耐震化の補助を行い、認定こども園、幼稚園における災害時の被害軽減を図る。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(道路施設の老朽化対策、狭あい道路対策の推進) ★

○道路施設の老朽化対策として、5年に1度の定期点検を行い、安全性確保のための適切な修繕を実施行う維持管理を継続する。また、狭あい道路対策を推進する。

(無電柱化の推進) ★

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(避難路沿道のブロック塀等の除却の促進) ★

○避難路沿道のブロック塀等の除却を促進し、災害時の避難路機能の確保を図る。

(減災化に寄与する対策の促進) ★

○耐震シェルター整備への補助を行い、減災化を促進する。

- 自主防災会への防災講話等を通じた、家具の転倒防止対策についての啓発や、要配慮者を対象とした家具転倒防止器具取付事業等により、減災化に寄与する家具等の転倒防止対策を促進する。
- 窓ガラスや看板等の落下等による危険性の情報に加え、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けや吊り下げ天井(特定天井を含む)等の安全対策の手法についてホームページ等で周知を図るとともに、必要に応じて、所有者・管理者に対して改善の指導等を行い、減災化を促進する。
- ホームページ等で、既設エレベーターについて新安全基準への適合を促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について広く周知を図る。また、北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)・温水プールについては、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知する。
- 新耐震住宅・建築物であっても、耐震性が向上されるよう、住宅・建築物の定期的な補修・補強の啓発に努める。また、北名古屋衛生組合温水プール(新耐震建築物)について、定期的な補修・補強に努める。
- 地震時における火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、通電火災対策を実施する。

(救出救助資機材等の整備の推進) ★

- 被災者等の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進する。

(消防団員の確保)

- 普及活動を行い消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進する。

(防災情報の周知) ★

- 国・県の被害想定を基に、地震、内水、洪水、高潮等の各種災害のハザードマップを作成又は必要に応じて更新し、住民への周知を行う。
- 市ホームページに防災情報を充実させ、市民への周知を行う。

(実践的な防災訓練の実施)

- 実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練(ロールプレイング型、討議型、市防災職員対象型等)を反復、継続して実施し、検証を行い、災害時の実践的な対応能力を強化する。

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

- 防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する。また、市域を越えた、広域連携体制を確認するための訓練を実施する。

(救出救助を担う機関との連携強化)

- 災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救助機関相互の一層の連携強化を図る。併せて、救出救助活動の支援を行う民間の団体との連携を図る。

(都市防災事業の促進) ★

- 地区の防災拠点となる施設整備・改修を行う。

【重要業績指標】

- ◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1棟(R2)→目標値:解消(R8)
- ◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29棟(R2)→目標値:5棟(R8)
- ◆耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の数 現状値:116棟(R2)→目標値:22棟(R8)
- ◆給食補助員・用務員への周知数(エレベーターの安全対策) 現状値:給食補助員 10人・用務員 16人(R2)→目標値:給食補助員 10人・用務員 16人(R8)
- ◆校舎長寿命化改修工事実施済の学校数 現状値:0校(R2)→目標値:2校(R8)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(災害に強いまちづくりを支える市街地整備の促進) ★

- 災害に強いまちづくりを支える市街地整備(北名古屋沖村西部土地区画整理事業、徳重・名古屋芸大駅周辺土地区画整理事業、西春駅東部地区、鉄道の高架化に合わせた鉄道沿線地区等)の促進を図る。
- 地震時等に著しく危険な密集市街地について、老朽建築物等の除却や道路改良、歩道設置等により、改善を促進する。

(都市緑化、公園緑地整備の推進) ★

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、都市緑化、公園緑地整備を推進する。

(消防力の整備強化) ★

- 消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備をはじめ消防水利の確保を図る。
- 令和3年度に行った消防団の可搬式動力ポンプの更新に引き続き、今後も計画的に可搬式動力ポンプの更新及び整備を図る。
- 「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図る。

(火災予防の徹底)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるとともに、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難等の訓練実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。また、防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- 消防法に規定する立ち入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行う。
- 消防団、自治会、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の

普及を図るとともに、自主防災訓練及び地区防災訓練の促進によって、これら器具等の取扱方法の周知や、初期消火活動の重要性の認識を高め、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

- 地域における初期消火活動を推進するため、的確に対応できる環境の整備の促進を図る。具体的には、自主防災会に対し、初期消火用資機材、防災資機材等の整備の推進を図るとともに、その経費について補助する。

【重要業績指標】

- ◆補助金活用自主防災会数 現状値:29 自治会(R2)→目標値:32 自治会(R8)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(準用河川堤防等の耐震化の推進、準用河川の維持管理)

- 浸水を防ぐため、準用河川堤防等の耐震化を推進し、防災性を向上する。
- 開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、準用河川を適切に維持管理し、防災性を向上する。

(浸水対策(排水施設整備等)の推進) ★

- 浸水被害軽減のため、排水施設、貯留施設整備等(主要事業:鹿田雨水調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備(J第1、久地野、沖村西部、C排水区))を推進する。

(総合治水対策の推進) ★

- 浸水被害軽減のため、総合治水対策(主要事業:鹿田雨水調整池整備、沖村西部調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備(J第1、久地野、沖村西部、C排水区)、浄化槽雨水貯留施設転用)を推進する。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進) ★

- 農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する。

(気候変動を踏まえた水災害対策) ★

- 浸水被害軽減のため、気候変動を踏まえた対策計画策定(排水施設、貯留施設の整備)を検討する。

(ハザードマップの周知) ★

- 避難情報等を記載した内水・洪水・高潮等のハザードマップの作成及び定期的な更新を行うと共に、継続して周知を行う。

(浸水想定区域図(内水)の作成・見直し) ★

- 円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、最大規模等の内水に係る浸水想定区域図等を作成・見直し、公表する。

(浸水避難訓練の実施)

○地域住民の洪水・高潮等の水害時における避難意識向上や避難の実効性の確保のため、浸水避難訓練を実施する。

(地震防災教育参考資料の作成・配布)

○日常的な備えを行うとともに、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにするために、市民向けの地震防災教育参考資料を作成し、市内小中学校へ配布する等、防災教育を推進する。

(被災市町村への応援体制及び受援体制の整備)

○県と被害のない(少ない)市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。

【重要業績指標】

◆都市浸水対策達成率 現状値:43.6%(R2)→目標値:46.6%(R8)

◆自助の意識を育てる防災教育の実施校 現状値:16校(R2)→目標値:16校(R8)

1-4 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

(気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備)

○気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、市の非常配備体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意する。

○住民向け登録制メール(北名古屋市一斉メール配信システム)等、住民への多様な情報伝達手段についてさらなる周知を行うと共に、登録者数増加を図る。

【重要業績指標】

◆一斉メール配信システム登録者数 現状値:6,500人(R2)→目標値:8,600人(R8)

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(災害時における飲料水・電源等を確保するための施設整備)

- 被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努める。水道施設の耐震性については、施設更新の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。被災時の給水拠点等については、増設及び耐震性を強化する。
- また、所有する自家発電設備の定期的な点検を行い、必要なら更新を行い、電源の安定確保を図る。

(災害時の必要水量を確保するため計画作成、確保の取組) ★

- 災害時の必要水量を確保するための計画を作成するとともに、確保に向けた取組を展開・推進する。

(飲料水の確保体制の整備) ★

- 北名古屋水道企業団をはじめとする関連機関と相互に協力して、発災後3日間は1人当たり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに目標数量、給水方法等を定め、飲料水の確保体制の整備を図る。

(応急給水体制と防災用機材の整備拡充) ★

- 水道施設の被災により、水道給水機能を継続できなくなった場合は、市は北名古屋水道企業団と協力し、避難所等への迅速な応急給水及び市民誘導を行う。応急復旧については、北名古屋水道企業団業務継続計画に基づき関係団体と協力し行う。

(防災非常時の協力の確立)

- 市又は北名古屋水道企業団は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市あるいは県へ応援を要請し、協力を求める。

(防災活動拠点の見直し、確保)

- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるための防災拠点の確保を図る。

(支援物資の円滑な受援供給体制の整備)

- 物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。
また、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資拠点の整備を図る。

(災害時の物流体制の強化)

- 物資調達・輸送調整等支援システムの関係職員による入力訓練を定期的実施し、大規模災害時の物流体制強化を図る。
- 市の受援計画(マニュアル)を作成及び定期的な見直しを行い、物資の援助等、大規模災害時の受援体制を整備する。

(家庭内備蓄等の推進)

○食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。

(初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保)

○市があらかじめ購入・備蓄する災害救助用物資について、発災直後に必要となる物資の品目・数量を精査し、充実・確保を図る。

(食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備)

○東日本大震災の事例や本市の被害想定を踏まえ、調達協定の締結等による民間調達先のさらなる確保及び民間からの円滑な調達スキームの構築を図る。

(食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備)

○食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫を整備する。

(災害時にも活用できる蓄電池などの設置費用補助及び情報提供) ★

○地球温暖化対策設備設置費補助事業による太陽光発電システムを含む一体的導入や災害時にも活用できる蓄電池などの設置費用を補助する。

(再生可能エネルギーの推進) ★

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る。

(ガス施設の整備)

○新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。また、緊急操作設備の強化を要請する。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(防災性を高める道路ネットワークの整備) ★

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る。

(輸送ルート確保対策の実施) ★

○緊急輸送路等の物資輸送ルートの確保のため、下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する。

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える。

(防災機能や雨水貯留機能も備えた公園や緑地の整備) ★

○防災・健康ひろばや五条川プロムナード整備、鹿田中央公園、能田中央公園等、避難場所としての防災機能や雨水貯留機能等も備えた公園や緑地を整備する。

(都市防災事業の促進) ★

○地区の防災拠点となる施設整備・改修を行う。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図る。

【重要業績指標】

◆太陽光発電システム設置件数(累計) 現状値:1,604 件(R2)→目標値:2,014 件(R8)

◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1 棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)

◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29 棟(R2)→目標値:5 棟(R8)(再掲)

◆耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の数 現状値:116 棟(R2)→目標値:22 棟(R8)
(再掲)

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害医療調整機能の強化)

○地域防災計画に基づき、災害時の応急救護所立ち上げ訓練を関係機関と連携し、実施する。

(消防団の施設・設備の充実)

○消防団の施設・設備(可搬式ポンプ付積載車、消防ポンプ自動車及び初期消火・救助資機材)の計画的な整備を図る。

(緊急消防援助隊の受援体制の強化)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、訓練を実施するとともに、活動拠点に、各部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

(救出救助資機材等の整備の推進) ★

○被災者等の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進する。

(消防団員の確保)

○普及活動を行い消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進する。

(地域ぐるみの消防団支援の推進)

○消防団員への料金割引等のサービスを行う消防団応援の店や、従業員が消防団であることを示す消防団協力事業所表示制度の普及・啓発を行う。

(自主防災組織の活動の活性化)

○総合防災訓練及び自主防災訓練での防災講話等を通じ、自助・共助の啓発を行い、自主防災組織の活性化を図る。

(ボランティア活動に対する整備と体制)

- 災害対策本部にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。
- NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの派遣を要請し、その確保に努める。
- 災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

(ボランティア活動の普及・啓発)

○ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりをすすめるために、普及・啓発活動を行う。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(防災性を高める道路ネットワークの整備) ★

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る。

(防災活動拠点の見直し、確保)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるための防災拠点の確保を図る。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える。

(地域住民が主体となった体制構築の促進)

○防災性向上を図るために、地域住民が主体となった、夜間防災訓練や防災倉庫の確認などを促進する。

【重要業績指標】

- ◆災害時応急救護所活動訓練の実施 現状値:0回(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止)
(R2)→目標値:年に1回実施(R8)
- ◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)
- ◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29棟(R2)→目標値:5棟(R8)(再掲)
- ◆耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の数 現状値:116棟(R2)→目標値:22棟(R8)
(再掲)

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○「むやみに移動を開始しない」行動指針及び「徒歩帰宅支援ステーション」について、周知・広報する。

(BCP等における帰宅困難者等への対応ルールの整備)

○BCP(業務継続計画)等において、庁舎での帰宅困難者や避難してきた住民等に対する対応のルールを整備する。

(災害時の道路被害情報共有の強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(緊急医療体制の整備)

○応急救護所設置時、西名古屋医師会への医師派遣を要請する他、保健所と連携し近隣の災害拠点病院への救急車等による搬送体制を調整する。

(災害時看護職等ボランティアの登録) ★

○被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努める。

(災害医療調整機能の強化)

○地域防災計画に基づき、災害時の応急救護所立ち上げ訓練を関係機関と連携し、実施する。

(入院患者や透析患者等の搬送手段の確保)

- 愛知県バス協会との協定を見直し、広域的な避難や転院搬送が必要となった市民を搬送できる体制を整備する。
- また、愛知県タクシー協会や名古屋タクシー協会と協定を締結し、人工透析患者を含めた被災者の転院搬送や避難が円滑に行える体制を整備する。
- 交通関係企業・団体等との災害協定締結を図る。

(災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備)

- 被災市町村への福祉人材の派遣に関する連携組織の立上げや DCAT(災害派遣福祉チーム)の創設、社会福祉施設等での受入体制の構築等、災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する。
- 民生委員や自治会等と連携しながら災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する。

(災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を実施する。

(災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備) ★

- 災害時医薬品等の備蓄品の調整及び医薬品搬送等訓練を実施する。

(災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保)

- 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を活用した訓練に参加する。

(市民等の災害時応急手当等)

- 災害時の応急手当、心肺蘇生法等、応急手当の技術等の習得に関する広報等を作成し、自主防災会等を活用して普及を図る。

(災害時の心のケア活動に関する研修会に参加)

- 精神保健医療福祉の関係者が、災害時の DPAT(災害派遣精神医療チーム)の活動や、被災時に起こるストレス反応について理解し、発災時に適切に心のケア活動ができるように研修に参加する。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

- 要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

(防災拠点の機能を維持・災害応急活動を実施するための石油燃料の確保)

- 災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

- 避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(防災性を高める道路ネットワークの整備) ★

- 豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害

時の交通の確保を図る。

(医療提供のためのインフラ・物流の確保対策の実施) ★

○緊急輸送路等の物資輸送ルートの確保のため、下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(無電柱化の推進) ★

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る。

(消防車両等への石油燃料の確保) ★

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する。

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える。

(災害時における放置車両対策)

○平時より道路管理者や警察等と連携して放置車両の移動を行う等、緊急通行車両等の通行ルートの確保(災害時における放置車両対策)を図る。

【重要業績指標】

◆災害時看護職等ボランティアの登録 現状値:登録者 3 名(R2)→目標値:登録者 5 名(R8)

◆災害時応急救護所活動訓練の実施 現状値:0回(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止)(R2)→目標値:年に 1 回実施(R8)(再掲)

◆医薬品搬送等訓練の実施 現状値:総合防災訓練でドローンによる医薬品搬送等の訓練を実施(R2)→目標値:総合防災訓練等で医薬品搬送等の訓練を実施(R8)

◆広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の入力訓練の実施 現状値:EMISの入力訓練を毎月 1 回 2 名で実施(R2)→目標値:EMISの入力訓練を毎月 1 回 2 名で実施(R8)

◆県の保健医療調整会議設置・運営訓練に協力 現状値:県の保健医療調整会議設置・運営訓練(1月27日)に協力(R2)→目標値:県の保健医療調整会議設置・運営訓練に協力(R8)

◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1 棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)

◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29 棟(R2)→目標値:5 棟(R8)(再掲)

◆耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の数 現状値:116 棟(R2)→目標値:22 棟(R8)(再掲)

◆夜間路上駐車の間指導回数 現状値:5回(R2)→目標値:5回(継続実施)(R8)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所の指定整備)

- 避難所にテント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- 北名古屋市避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画等を参考に、市の実情を踏まえ、自主防災会や教職員、コミュニティスクール等と連携した避難所運営体制の整備を図る。

(防疫用器具機材の整備) ★

- 震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材等の整備を図る。また、避難所等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める。
- 震災時に、感染症の流行防止するため、下水道施設の機能確保を円滑に行えるよう市は、必要な資機材を確保する。

(感染症等の発生予防)

- 避難所などにおける消毒等を徹底し、避難所内における感染症発症予防を図る。

(生活環境、公衆衛生の保全(汚水処理機能確保)) ★

- 機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。また、下水道事業継続計画の充実を図る。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る。

(単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換推進、し尿処理施設の耐震化等) ★

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換推進を図る。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る。

(位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携)

- 災害時において迅速な生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るために、愛知県が整備する位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携を行い、設置・管理状況の把握に努める。

(災害医療調整機能の強化)

- 地域防災計画に基づき、災害時の応急救護所立ち上げ訓練を関係機関と連携し、実施する。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

- 要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

【重要業績指標】

◆合併処理浄化槽人口 現状値:26,770 人(R2)→目標値:10,714 人(R16)

注:下水道整備区域での浄化槽世帯は下水管へ接続するため、合併処理浄化槽人口が減少するケース有り。

◆浄化槽人口 現状値:51,491 人(R2)→目標値:16,387 人(R16)

◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1 棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)

◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29 棟(R2)→目標値:5 棟(R8)(再掲)

◆耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の数 現状値:116 棟(R2)→目標値:22 棟(R8)
(再掲)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換推進、し尿処理施設の耐震化等) ★

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換推進を図る。

○北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る。

(位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携)

○災害時において迅速な生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るために、愛知県が整備する位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携を行い、設置・管理状況の把握に努める。

(避難所の指定整備)

○避難所指定の拡充を図る。

○必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

○避難所にテント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

○避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

○北名古屋市避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画等を参考に、市の実情を踏まえ、自主防災会や教職員、コミュニティスクール等と連携した避難所運営体制の整備を図る。

(防疫用器具機材の整備) ★

○震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材等の整備を図る。

また、避難所等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める。

(災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直し)

○災害時の市保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを実施する。

(保健師等による避難所等の支援体制の整備)

○北名古屋市地域防災計画、災害時保健活動マニュアル、「愛知県災害時保健師活動マニュアル(改訂版)」等に基づき、市町村・各保健所が相互に協力し、研修会や会議を通じて体制整備を図る。

(避難所等におけるねずみ・衛生害虫等の駆除体制の整備)

○災害時のねずみ及び衛生害虫等の駆除活動に努める。

(避難行動要支援者の支援体制の整備の推進)

- 避難所等に必要災害時要配慮者生活支援資機材の整備を支援する。
- 避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。
- 個別計画を策定する。
- 民生委員・児童委員や自治会等と協議で支援体制の整備の推進を図る。
- 福祉避難所の指定及びその拡充を推進する。

(災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備)

- 被災市町村への福祉人材の派遣に関する連携組織の立上げや DCAT(災害派遣福祉チーム)の創設、社会福祉施設等での受入体制の構築等、災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する。
- 民生委員や自治会等と連携しながら災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する。

(障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備)

○県その他関係機関と連携し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(外国人に対する災害支援体制の整備)

- 多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを構築し、日本人と同等の情報や支援を提供できる体制を整備する。
- 被災時の外国人支援に対する理解を深める講座を開催する。

(生活相談対応の充実)

○大規模災害時における市民相談の充実を図るとともに、市民相談チーム運用訓練による職員の防災能力の向上を図る。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う。

【重要業績指標】

◆合併処理浄化槽人口 現状値:26,770人(R2)→目標値:10,714人(R16)(再掲)

注:下水道整備区域での浄化槽世帯は下水管へ接続するため、合併処理浄化槽人口が減少するケース

有り。

- ◆浄化槽人口 現状値:51,491 人(R2)→目標値:16,387 人(R16)(再掲)
- ◆災害時保健活動マニュアルの作成 現状:作成中(R2)→目標:作成済(R8)
- ◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1 棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)
- ◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29 棟(R2)→目標値:5 棟(R8)(再掲)
- ◆耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の数 現状値:116 棟(R2)→目標値:22 棟(R8)
(再掲)

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(自主防災組織の活動の活性化)

○総合防災訓練及び自主防災訓練での防災講話等を通じ、自助・共助の啓発を行い、自主防災組織の活性化を図る。

(地域の防災リーダーの育成)

○一般公募により広く募集の上、防災リーダー養成講習会を開催し、防災リーダーの育成を行う。

(被災地域における地域安全活動の推進)

○地域安全情報を提供するための手段、配信先等について、随時、検討・見直しを行う。

(防災ボランティア活動の環境整備)

○NPO・ボランティア関係団体等との連携、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図る。

(防災人材のネットワーク化の推進)

○防災人材交流セミナーを開催するなど、防災リーダーやボランティアコーディネーター等と、地域で防災の役割を持つ人々(消防団、自主防災組織、民生委員等)との連携の機会を設ける。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る。

(外国人に対する災害支援体制の整備)

○多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを構築し、日本人と同等の情報や支援を提供できる体制を整備する。

○被災時の外国人支援に対する理解を深める講座を開催する。

【重要業績指標】

◆防災リーダー育成人数 現状値:598人(R2)→目標値:950人(R8)

◆防犯カメラ設置台数 現状値:30台(R2)→目標値:71台(累計)(R8)

◆防犯ボランティア団体数 現状値:14団体(R2)→目標値:18団体(R8)

3-2 県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる公共施設等の耐震化の維持)

○市内において防災拠点となる公共施設等の耐震化を維持する。特に防災拠点施設の内、北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)については北名古屋衛生組合と協議し施設の耐震化の維持を図り、北名

古屋衛生組合と協議し施設の耐震化の維持を図る。

(非常用電源設備の拡充)

○災害対応業務を担う拠点施設について、発災直後の救護活動場所として利用可能とするため、非常用電源設備の増設・充実を図る。

(重要施設への電力の臨時供給のための体制整備)

○災害発生時に電源車による電力の臨時供給が必要となる医療・救護の拠点や防災関連施設等の重要施設のリストをあらかじめ作成し、電力事業者と共有する。

(再生可能エネルギーの推進) ★

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る。

(防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

(行政情報通信ネットワークの可用性の向上) ★

○災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、行政情報通信ネットワークの冗長化(二重化)を推進する。

(BCPの見直し)

○PDCA サイクルの取組により、BCP(業務継続計画)を定期的に見直すと共に、職員への計画の周知を行う。

(各施設の被災状況の把握体制の確保)

○被災時の市有施設の被災状況の把握の体制を確保すると共に、定期的な見直しを行う。

(外部委託業務の継続性の確保)

○発災時の災害応急対策に関連するシステムや設備の維持管理等の業務を委託している事業者に対し、業務継続体制の確保を求める。

(被災時における市有施設の継続使用に係る体制の整備)

○市有施設管理者による応急危険度判定の実施体制を整備する。

○市有施設管理者を対象にした応急危険度判定士講習会を実施する。

○市有施設管理者が応急危険度判定士となり、所管施設の応急危険度判定を可能にする体制づくりを促進する。

(市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し)

○市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況について見直しを実施する。

(食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備)

○食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫を整備する。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図る。

(参集時の物資・資材の確保)

○参集時の職員用の食事、水及び簡易トイレの準備状況及び供給体制について検証し、物資・資材の確保を図る。

(北名古屋市一斉メール配信システムを用いた職員及びその家族の安否確認の利用促進) ★

○北名古屋市一斉メール配信システムを用いた職員及びその家族の安否確認の利用について検証し、必要に応じて見直しを行う。

(市立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進) ★

○市立学校施設の体育館等の天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材の耐震対策を推進する。

(市立学校施設の家具固定等の推進)

○市立学校施設の家具固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、家具固定及びガラス飛散防止措置を推進する。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(無電柱化の推進) ★

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(避難路沿道のブロック塀等の除却の促進) ★

○避難路沿道のブロック塀等の除却を促進し、災害時の避難路機能の確保を図る。

(防災活動拠点の見直し、確保)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるための防災拠点の確保を図る。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)

○市の災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進する。

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

○防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する。

(教職員の災害対応力の向上)

○教職員に対し、災害初動期における避難所開設をはじめとする防災に関する研修・訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。

(広域的な応援体制の充実)

- 被災時における広域連携の取組を推進する。
- 災害廃棄物について、広域的な応援体制を含め、国・県・関係自治体と協議し、処理体制を確立する。

(被災市町村への応援体制及び受援体制の整備)

- 県と被害のない(少ない)市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。

(復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定)

- 復興組織、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興方針、復興財源確保等の復興体制の事前整備を推進する。

(発災時の職員のメンタルケアの体制の確保)

- 発災時に災害対応業務にあたる職員に対し、メンタルケアを実施する体制を確保し、必要に応じて見直しを行う。

(災害時の心のケア活動に関する研修会に参加)

- 精神保健医療福祉の関係者が、災害時の DPAT(災害派遣精神医療チーム)の活動や、被災時に起こるストレス反応について理解し、発災時に適切に心のケア活動ができるように研修に参加する。

(防災部門機能の充実・強化)

- 地震防災対策に係る調査・研究体制及び災害応急対策を専門的に実施する体制を充実するとともに、専門的職員を含めた人員の確保を図る。

(BCPに関する職員研修の充実)

- BCP(業務継続計画)に関する職員研修の実施を推進する。

(市職員の防災意識及び専門知識の向上)

- 市職員に対する防災関連研修の実施を推進する。

【重要業績指標】

- ◆非常用電源設備(校舎・体育館)の設置学校数 現状値:0校(R2)→目標値:10校(R8)
- ◆体育館第2期工事の実施済みの学校数 現状値:0校(R2)→目標値:7校(R8)
- ◆家具転倒防止器具の取付、ガラス飛散防止措置済の学校数 現状値:0校(R2)→目標値:3校(R8)
- ◆教職員防災教育研修会の実施校 現状値:1校(R2)→目標値:16校(R8)

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(災害時における通信の疎通や設備の災害応急復旧の訓練)

○災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進するとともに、設備の災害応急復旧の訓練等を推進する。

(行政情報通信ネットワークの可用性の向上) ★

○災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、行政情報通信ネットワークの冗長化(二重化)を推進する。

(非常用電源等の設置)

○避難情報や災害の状況等を市民に知らせるための通信手段に被害が発生した場合に備え、非常用電源の設置に努める。

(再生可能エネルギーの推進) ★

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る。

(防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(無電柱化の推進) ★

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(BCPの見直し)

○PDCA サイクルの取組により、BCP(業務継続計画)を定期的に見直すと共に、職員への計画の周知を行う。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)

○災害時においても多種多様な通信ルートにより市民への情報伝達を行えるように、同報系防災行政無線のデジタル化整備をはじめ、多種多様な情報伝達手段の整備を推進する。

(非常通信訓練の実施)

○無線局による非常通信訓練を実施し、非常時に適切に対応できる準備を整える。

(災害時の道路被害情報共有の強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)

○災害時においても多種多様な通信ルートにより市民への情報伝達を行えるように、同報系防災行政無線のデジタル化整備をはじめ、多種多様な情報伝達手段の整備を推進する。

(非常用電源の設置・設備の拡充)

- 避難情報や災害の状況等を市民に知らせるための通信手段に被害が発生した場合に備え、非常用電源の設置に努める。
- 災害対応業務を担う拠点施設について、発災直後の救護活動場所として利用可能とするため、非常用電源設備の増設・充実を図る。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

- 迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する。
- 建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える。

(外国語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進)

- 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

- 防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する。また、市域を越えた、広域連携体制を確認するための訓練を実施する。
- 地震を原因とする浸水対策の一環として、市及び市水防団(消防団)等と一致協力して水災の警戒及び防衛にあたり、水防体制の万全を期するとともに、実践的な訓練を実施する。

(南海トラフ地震臨時情報及び東海地震の警戒宣言発表時等を想定した予知型対応訓練の実施)

- 南海トラフ地震臨時情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の訓練等を実施する。

(大規模地震を想定した発災対応型訓練の実施)

- 現場指揮本部訓練や避難所の開設・運営訓練、ボランティアの受け入れ体制の訓練等を実施する。

(下水道施設台帳の構築) ★

○被災した場合の迅速な情報収集手段の確立と早期復旧を促進するため、下水道施設台帳の構築・更新を推進する。

(住宅の耐震化の促進) ★

○広報誌の活用や、職員による戸別訪問、耐震改修相談会の実施等により、耐震化の普及啓発を図る。また、住宅の耐震診断、耐震改修の補助を行い、耐震化を促進する。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○多くの者が利用する建築物に対する耐震改修費補助の検討や、要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等により、防災上重要な建築物等の耐震化の促進を図る。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(減災化に寄与する対策の促進) ★

○自主防災会への防災講話等を通じた、家具の転倒防止対策についての啓発や、要配慮者を対象とした家具転倒防止器具取付事業等により、減災化に寄与する家具等の転倒防止対策を促進する。

(ハザードマップの周知) ★

○避難情報等を記載した内水・洪水・高潮等のハザードマップの作成及び定期的な更新を行うと共に、継続して周知を行う。

○円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、最大規模等の内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表する。

(職員の参集訓練の実施)

○地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の参集訓練を適宜実施する。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図る。

(防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施の促進)

○関係職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施を促進する。

(児童生徒等に対する防災教育の実施)

○教育課程に位置づけて防災教育を実施し、とりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

【重要業績指標】

◆非常用電源設備(校舎・体育館)の設置学校数 現状値:0校(R2)→目標値:10校(R8)
(再掲)

- ◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1 棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)
- ◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29 棟(R2)→目標値:5 棟(R8)(再掲)
- ◆共助の意識を育てる防災教育の実施校 現状値:16 校(R2)→目標値:16 校(R8)

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(防災性を高める道路ネットワークの整備) ★

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る。

(無電柱化の推進) ★

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(中小企業等における事業継続計画(BCP)の策定促進)

○企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発する。連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(災害時の企業に対する相談体制等の整備)

○相談窓口・相談体制について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

○中小企業庁の経済安定支援制度を斡旋する。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(防災性を高める道路ネットワークの整備) ★

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る。

(市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し)

○市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況について見直しを実施する。

(災害応急活動を実施するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

5-3 陸・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

○国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する。

(防災性を高める道路ネットワークの整備) ★

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る。

(無電柱化の推進) ★

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する。

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する。

(災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体との連携強化)

○市内だけでの応急復旧資材機等の調達は、困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体等との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

(広域的な応援体制の充実)

○被災時における広域連携の取組を推進する。

○災害廃棄物について、広域的な応援体制を含め、国・県・関係自治体と協議し、処理体制を確立する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進) ★

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

○国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進) ★

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水道施設の耐震化の推進)

○水道施設の更新を含め耐震化を推進し、上水道の長期間にわたる機能停止を防止する。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進) ★

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（再生可能エネルギーの推進）★

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る。

（市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し）

○市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況について見直しを実施する。

（防災拠点の機能を維持・災害応急活動を実施するための石油燃料の確保）

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

（道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施）

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化の推進）

○水道施設の更新を含め耐震化を推進し、上水道の長期間にわたる機能停止を防止する。

（災害時の必要水量を確保するための計画作成、確保の取組）★

○災害時の必要水量を確保するための計画を作成するとともに、確保に向けた取組を展開・推進する。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（生活環境、公衆衛生の保全（污水处理機能確保））★

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査（主要事業：管渠等点検・調査・改築更新（ストックマネジメント計画）、耐震化）を推進する。また、下水道事業継続計画の充実を図る。

○下水道（污水）整備区域における地震対策が施された下水道（污水）の整備を推進する。

○北名古屋衛生組合鴨田エコパーク（し尿処理施設）について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る。

（単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換推進、し尿処理施設の耐震化等）

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換推進を図る。

○北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る。

(位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携)

○災害時において迅速な生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るために、愛知県が整備する位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携を行い、設置・管理状況の把握に努める。

【重要業績指標】

◆合併処理浄化槽人口 現状値:26,770人(R2)→目標値:10,714人(R16)(再掲)

注:下水道整備区域での浄化槽世帯は下水管へ接続するため、合併処理浄化槽人口が減少するケース有り。

◆浄化槽人口 現状値:51,491人(R2)→目標値:16,387人(R16)(再掲)

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(道路施設の老朽化対策、狭あい道路対策の推進) ★

○道路施設の老朽化対策として、5年に1度の定期点検を行い、安全性確保のための適切な修繕を実施行う維持管理を継続する。また、狭あい道路対策を推進する。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

○国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する。

(無電柱化の推進) ★

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する。

(災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体との連携強化)

○市内だけでの応急復旧資材機等の調達は、困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体等との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの機能確保) ★

○生活環境、公衆衛生の保全を図るため、機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震

化)を推進する。

(排水施設の耐水化)

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する。

(再生可能エネルギーの推進) ★

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る。

(下水道施設台帳の構築) ★

○被災した場合の迅速な情報収集手段の確立と早期復旧を促進するため、下水道施設台帳の構築・更新を推進する。

【重要業績指標】

◆下水道整備率 現状値:42.3%(R2)→目標値:55.5%(R8)

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(災害に強いまちづくりを支える市街地整備の促進) ★

- 災害に強いまちづくりを支える市街地整備(北名古屋沖村西部土地区画整理事業、徳重・名古屋芸大駅周辺土地区画整理事業、西春駅東部地区、鉄道の高架化に合わせた鉄道沿線地区等)の促進を図る。
- 地震時等に著しく危険な密集市街地について、老朽建築物等の除却や道路改良、歩道設置等により、改善を促進する。

(都市緑化、公園緑地整備の推進) ★

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、都市緑化、公園緑地整備を推進する。

(消防団の施設・設備の充実)

- 消防団の施設・設備(可搬式ポンプ付積載車、消防ポンプ自動車及び初期消火・救助資機材)の計画的な整備を図る。

(消防力の整備強化) ★

- 消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備をはじめ消防水利の確保を図る。

(救出救助資機材等の整備の推進) ★

- 被災者等の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進する。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

- 国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する。

(無電柱化の推進) ★

- 電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(減災化に寄与する対策の促進) ★

- 地震時における火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、通電火災対策を実施する。

(救出救助を担う機関との連携強化)

- 災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救助機関相互の一層の連携強化を図る。併せて、救出救助活動の支援を行う民間の団体との連携を図る。

(消防団員の確保)

- 普及活動を行い消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進する。

(地域ぐるみの消防団支援の推進)

- 消防団員への料金割引等のサービスを行う消防団応援の店や、従業員が消防団であることを示す消防団協力事業所表示制度の普及・啓発を行う。

(自主防災会の育成支援) ★

○自主防災会が地域ごとに実施する研修会の開催、初期消火、救出、救護、避難等の訓練を支援し、効果的な防災活動の促進を図る。

(自主防災組織の活動の活性化)

○総合防災訓練及び自主防災訓練での防災講話等を通じ、自助・共助の啓発を行い、自主防災組織の活性化を図る。

【重要業績指標】

◆感震ブレーカー設置の学校数 現状値:0校(R2)→目標値:16校(R8)(再掲)

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○多くの者が利用する建築物に対する耐震改修費補助の検討や、要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等により、防災上重要な建築物等の耐震化の促進を図る。

(耐震性が十分でない家屋等の除却の促進) ★

○危険な空家の解体に対する補助や、旧耐震基準木造住宅の建替えを促進する補助(除却工事費の一部補助)等により、減災化を促進する。

(地下構造物の地震対策の推進) ★

○交通麻痺の発生を防ぐため、下水道施設(地下構造物)の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(防災インフラの機能確保) ★

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する。

【重要業績指標】

◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)

◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29棟(R2)→目標値:5棟(R8)(再掲)

7-3 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(防災インフラの機能確保) ★

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(排水施設の耐水化)

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進) ★

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃

(有害物質の流出など防止対策の指導)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への指導を進める。

(石綿飛散防止対策の周知)

○石綿飛散による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所へ飛散防止対策の周知を行う。

(産業廃棄物飛散流出等防止対策の指導)

○産業廃棄物の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への指導を進める。

(PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

○PCB 廃棄物の流出等による健康被害や環境へのリスクの軽減を図るため、適正管理、早期処分完了の指導等を行う。

(大規模災害時、関係機関による環境測定の体制強化)

○大規模災害時、環境面における市民の安全・安心を確保するため、関係部署と連携を図り、環境分析センターによる環境測定を早期に実施できる体制を整える。

7-5 農地等の被害による市域の荒廃

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進) ★

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する。

目標8 社会・経済を迅速かつ従前より強靱な姿で復興させる

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(広域的な応援体制を含めた処理体制の確立)

- 災害廃棄物の発生推計による仮置場の確保を推進する。仮置場の確保にあつては、他の利用用途との調整を図る。
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成、定期的な見直し等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
- 大規模災害発生時においても速やかな災害廃棄物の処理ができるよう関係自治体・団体と連携し、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。
- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、適正な処理について、関係機関と連携し、指導や周知を行う。
- 災害廃棄物の広域処理・処分に関し、国・県に要請するなど、災害廃棄物広域応援体制を構築する。
- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、関係自治体・団体と平常時から連携を図る。

(エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の周知)

- エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の周知を図る。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

- 要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

【重要業績指標】

- ◆災害廃棄物処理等の訓練の実施 現状値:年1回(R2)→目標値:年3回(R8)
- ◆耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の数 現状値:1棟(R2)→目標値:解消(R8)(再掲)
- ◆耐震性のない多数の者が利用する建築物の数 現状値:29棟(R2)→目標値:5棟(R8)(再掲)
- ◆耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の数 現状値:116棟(R2)→目標値:22棟(R8)(再掲)

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(ボランティアコーディネーター養成講座の開催)

- ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネーターの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する。

(防災ボランティア活動の環境整備)

- NPO・ボランティア関係団体等との連携、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図る。

(災害時看護職等ボランティアの登録) ★

○被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努める。

(ボランティアの受入体制の整備)

○災害ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等資機材を確保し、ボランティア受け入れ体制の整備を図る。

(NPO・ボランティア関係団体等との連携)

○地域での連絡会の設置・協定の締結等により、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(防災リーダーのネットワーク化の推進)

○防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

(復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定)

○復興組織、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興方針、復興財源確保等の復興体制の事前整備を推進する。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う。

(震災後復旧マニュアルの策定)

○被災時、円滑に復旧を進めるための震災後復旧マニュアルを策定する。

(災害廃棄物処理実行計画の策定)

○被災時、円滑に復旧を進めるための災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(遺体の処置体制の確保)

○遺体の処置体制を確保する。

(検視・身元確認用資機材の整備の推進)

○被災時の事前準備として、検視・身元確認用資機材の整備を推進する。

(火葬場連絡協議会及び図上訓練の参加)

○災害時の遺体処置を円滑に行うため、火葬場連絡協議会及び図上訓練に参加する。

(外国人に対する災害支援体制の整備)

○多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを構築し、日本人と同等の情報や支援を提供できる体制を整備する。

○被災時の外国人支援に対する理解を深める講座を開催する。

【重要業績指標】

◆火葬場相互応援協力協定による図上訓練の実施 現状値:年1回(R2)→目標値:年1回(R8)

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(準用河川堤防等の耐震化の推進)

○浸水を防ぐため、準用河川堤防等の耐震化を推進し、防災性を向上する。

(防災インフラの機能確保) ★

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(排水施設の耐水化) ★

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進) ★

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する。

(地籍整備の促進) ★

○被災時の円滑な復旧・復興事業のための準備となる地籍整備を促進する。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する。

(被災市町村への応援体制及び受援体制の整備)

○県と被害のない(少ない)市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立)

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確立する。

(被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備)

○被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制を整備する。

(被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備)

○被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制を整備する。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う。

(応急仮設住宅建設に係る体制の整備)

○応急仮設住宅建設に係る体制を整備する。

(賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備)

○賃貸型応急住宅の提供に係る体制を整備する。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財保護の促進) ★

○文化財の所有者等は、災害時において必要な防災設備・器具を整備するとともに、日常点検や防火訓練を実施する。

また、被災状況など迅速に収集する体制を構築する。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立)

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確立する。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う。

(2)個別分野ごとの施策の推進方針

ア 個別施策分野

①行政機能／警察・消防等

(実践的な防災訓練の実施)

○実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練(ロールプレイング型、討議型、市防災職員対象型等)を反復、継続して実施し、検証を行い、災害時の実践的な対応能力を強化する。

(南海トラフ地震臨時情報及び東海地震の警戒宣言発表時等を想定した予知型対応訓練の実施)

○南海トラフ地震臨時情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の訓練等を実施する。

(大規模地震を想定した発災対応型訓練の実施)

○現場指揮本部訓練や避難所の開設・運営訓練、ボランティアの受け入れ体制の訓練等を実施する。

(市及び市水防団(消防団)等との実践的な訓練の実施)

○地震を原因とする浸水対策の一環として、市及び市水防団(消防団)等と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、水防体制の万全を期するとともに、実践的な訓練を実施する。

(防災拠点となる公共施設等の耐震化の維持)

○市内において防災拠点となる公共施設等の耐震化を維持する。特に防災拠点施設の内、北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)については北名古屋衛生組合と協議し施設の耐震化の維持を図り、北名古屋衛生組合と協議し施設の耐震化の維持を図る。

(市立学校施設の家具固定等の推進)

○市立学校施設の家具固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、家具固定及びガラス飛散防止措置を推進する。

(消防団の施設・設備の充実)

○消防団の施設・設備(可搬式ポンプ付積載車、消防ポンプ自動車及び初期消火・救助資機材)の計画的な整備を図る。

(救出救助資機材等の整備の推進)

○被災者等の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進する。

(救出救助を担う機関との連携強化)

○災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救助機関相互の一層の連携強化を図る。併せて、救出救助活動の支援を行う民間の団体との連携を図る。

(地域ぐるみの消防団支援の推進)

○消防団員への料金割引等のサービスを行う消防団応援の店や、従業員が消防団であることを示す消防団協力事業所表示制度の普及・啓発を行う。

(消防力の整備強化)

- 消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備をはじめ消防水利の確保を図る。
- 令和3年度に行った消防団の可搬式動力ポンプの更新に引き続き、今後も計画的に可搬式動力ポンプの更新及び整備を図る。
- 「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図る。

(地震防災教育参考資料の作成・配布)

- 日常的な備えを行うとともに、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにするために、市民向けの地震防災教育参考資料を作成し、市内小中学校へ配布する等、防災教育を推進する。

(教職員の災害対応力の向上)

- 教職員に対し、災害初動期における避難所開設をはじめとする防災に関する研修・訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。

(児童生徒等に対する防災教育)

- 教育課程に位置づけて防災教育を実施し、とりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(職員の参集訓練の実施)

- 地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の参集訓練を適宜実施する。

(防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施の促進)

- 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施を促進する。

(防災機能や雨水貯留機能も備えた公園や緑地の整備)

- 防災・健康ひろばや五条川プロムナード整備、鹿田中央公園、能田中央公園等、避難場所としての防災機能や雨水貯留機能も備えた公園や緑地を整備する。

(生活環境、公衆衛生の保全(汚水処理機能確保))

- 機能不全に陥らないよう、下水道事業継続計画の充実を図る。

(非常用電源の設置・設備の拡充)

- 避難情報や災害の状況等を市民に知らせるための通信手段に被害が発生した場合に備え、非常用電源の設置に努める。
- 災害対応業務を担う拠点施設について、発災直後の救護活動場所として利用可能とするため、非常用電源設備の増設・充実を図る。

(災害時における通信の疎通や設備の災害応急復旧の訓練)

- 災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進するとともに、設備の災害応急復旧の訓練等を推進する。

(被災地域における地域安全活動の推進)

○地域安全情報を提供するための手段、配信先等について、随時、検討・見直しを行う。

(被災市町村への応援体制及び受援体制の整備)

○県と被害のない(少ない)市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。

(防災活動拠点の見直し、確保)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるための防災拠点の確保を図る。

(支援物資の円滑な受援供給体制の整備)

○物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資拠点の整備を図る。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図る。

(BCPの見直し)

○PDCA サイクルの取組により、BCP(業務継続計画)を定期的に見直しと共に、職員への計画の周知を行う。

(各施設の被災状況の把握体制の確保)

○被災時の市有施設の被災状況の把握の体制を確保すると共に、定期的な見直しを行う。

(外部委託業務の継続性の確保)

○発災時の災害応急対策に関連するシステムや設備の維持管理等の業務を委託している事業者に対し、業務継続体制の確保を求める。

(広域的な応援体制の充実)

○被災時における広域連携の取組を推進する。

○災害廃棄物について、広域的な応援体制を含め、国・県・関係自治体と協議し、処理体制を確立する。

(発災時の職員のメンタルケアの体制の確保)

○発災時に災害対応業務にあたる職員に対し、メンタルケアを実施する体制を確保し、必要に応じて見直しを行う。

(参集時の物資・資材の確保)

○参集時の職員用の食事、水及び簡易トイレの準備状況及び供給体制について検証し、物資・資材の確保を図る。

(防災部門機能の充実・強化)

○地震防災対策に係る調査・研究体制及び災害応急対策を専門的に実施する体制を充実するとともに、専門的職員を含めた人員の確保を図る。

(市職員の防災意識及び専門知識の向上)

○市職員に対する防災関連研修の実施を推進する。

(BCPに関する職員研修の充実)

○BCP(業務継続計画)に関する職員研修の実施を推進する。

(北名古屋市一斉メール配信システムを用いた職員及びその家族の安否確認の利用促進)

○北名古屋市一斉メール配信システムを用いた職員及びその家族の安否確認の利用について検証し、必要に応じて見直しを行う。

(行政情報通信ネットワークの可用性の向上)

○災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、行政情報通信ネットワークの冗長化(二重化)を推進する。

(復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定)

○復興組織、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興方針、復興財源確保等の復興体制の事前整備を推進する。

(震災後復旧マニュアルの策定)

○被災時、円滑に復旧を進めるための震災後復旧マニュアルを策定する。

(災害廃棄物処理実行計画の策定)

○被災時、円滑に復旧を進めるための災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し)

○市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況について見直しを実施する。

(重要施設への電力の臨時供給のための体制整備)

○災害発生時に電源車による電力の臨時供給が必要となる医療・救護の拠点や防災関連施設等の重要施設のリストをあらかじめ作成し、電力事業者と共有する。

(生活相談対応の充実)

○大規模災害時における市民相談の充実を図るとともに、市民相談チーム運用訓練による職員の防災能力の向上を図る。

(初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保)

○市があらかじめ購入・備蓄する災害救助用物資について、発災直後に必要となる物資の品目・数量を精査し、充実・確保を図る。

(食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備)

○東日本大震災の事例や本市の被害想定を踏まえ、調達協定の締結等による民間調達先のさらなる確保及び民間からの円滑な調達スキームの構築を図る。

(食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備)

○食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫を整備する。

(防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

(緊急消防援助隊の受援体制の強化)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、訓練を実施するとともに、活動拠点に、各部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

(防疫用器具機材の整備)

○震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材等の整備を図る。また、避難所等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める。

○震災時に、感染症の流行防止するため、下水道施設の機能確保を円滑に行えるよう市は、必要な資機材を確保する。

(避難行動要支援者の支援体制の整備の推進)

○避難所等に必要災害時要配慮者生活支援資機材の整備を支援する。

○避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

○個別計画を策定する。

○民生委員・児童委員や自治会等と協議で支援体制の整備の推進を図る。

○福祉避難所の指定及びその拡充を推進する。

(避難所の指定整備)

○避難所にテント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

○北名古屋市避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画等を参考に、市の実情を踏まえ、自主防災会や教職員、コミュニティスクール等と連携した避難所運営体制の整備を図る。

○避難所指定の拡充を図る。

○必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

○避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

②住宅・都市

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

○防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する。また、市域を越えた、広域連携体制を確認するための訓練を実施

する。

(浸水避難訓練の実施)

○地域住民の洪水・高潮等の水害時における避難意識向上や避難の実効性の確保のため、浸水避難訓練を実施する。

(住宅の耐震化の促進)

○広報誌の活用や、職員による戸別訪問、耐震改修相談会の実施等により、耐震化の普及啓発を図る。また、住宅の耐震診断・耐震改修の補助や、代理受領制度の周知の他、低コスト耐震化工法の普及(住宅の所有者への低コスト耐震化工法についての情報発信や、耐震改修工事事業者への講習会の案内等)等を行い、住宅の耐震化を促進する。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う。

(避難路沿道のブロック塀等の除却の促進)

○避難路沿道のブロック塀等の除却を促進し、災害時の避難路機能の確保を図る。

(耐震性が十分でない家屋等の除却の促進)

○危険な空家の解体に対する補助や、旧耐震基準木造住宅の建替えを促進する補助(除却工事費の一部補助)等により、減災化を促進する。

(減災化に寄与する対策の促進)

○耐震シェルター整備への補助を行い、減災化を促進する。

○自主防災会への防災講話等を通じた、家具の転倒防止対策についての啓発や、要配慮者を対象とした家具転倒防止器具取付事業等により、減災化に寄与する家具等の転倒防止対策を促進する。

○窓ガラスや看板等の落下等による危険性の情報に加え、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けや吊り下げ天井(特定天井を含む)等の安全対策の手法についてホームページ等で周知を図るとともに、必要に応じて、所有者・管理者に対して改善の指導等を行い、減災化を促進する。

○ホームページ等で、既設エレベーターについて新安全基準への適合を促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について広く周知を図る。また、北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)・温水プールについては、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知する。

○新耐震住宅・建築物であっても、耐震性が向上されるよう、住宅・建築物の定期的な補修・補強の啓発に努める。また、北名古屋衛生組合温水プール(新耐震建築物)について、定期的な補修・補強に努める。

○地震時における火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、通電火災対策を実施する。

(市立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進)

○市立学校施設の体育館等の天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材の耐震対策を推進する。

(老朽化した保育施設の安全対策の促進)

○老朽化した保育施設の耐震改修により、減災に努める。

(認定こども園、幼稚園の耐震化・新設・改修の促進)

○新設・改修・耐震化の補助を行い、認定こども園、幼稚園における災害時の被害軽減を図る。

(火災予防の徹底)

○消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるとともに、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難等の訓練実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。また、防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。

○消防法に規定する立ち入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行う。

○消防団、自治会、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の普及を図るとともに、自主防災訓練及び地区防災訓練の促進によって、これら器具等の取扱方法の周知や、初期消火活動の重要性の認識を高め、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

○地域における初期消火活動を推進するため、的確に対応できる環境の整備の促進を図る。具体的には、自主防災会に対し、初期消火用資機材、防災資機材等の整備の推進を図るとともに、その経費について補助する。

(災害に強い街づくりを支える市街地整備の促進)

○災害に強い街づくりを支える市街地整備(北名古屋沖村西部土地区画整理事業、徳重・名古屋芸大駅周辺土地区画整理事業、西春駅東部地区、鉄道の高架化に合わせた鉄道沿線地区等)の促進を図る。

○地震時等に著しく危険な密集市街地について、老朽建築物等の除却や道路改良、歩道設置等により、改善を促進する。

(都市緑化、公園緑地整備の推進)

○火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、都市緑化、公園緑地整備を推進する。

(都市防災事業の促進)

○地区の防災拠点となる施設整備・改修を行う。

(無電柱化の推進)

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する。

(浸水対策(排水施設整備等)の推進)

○浸水被害軽減のため、排水施設、貯留施設整備等(主要事業:鹿田雨水調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備(J第1、久地野、沖村西部、C排水区))を推進する。

(総合治水対策の推進)

○浸水被害軽減のため、総合治水対策(主要事業:鹿田雨水調整池整備、沖村西部調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備(J第1、久地野、沖村西部、C排水区)、浄化槽雨水貯留施設転用)を推進する。

(生活環境、公衆衛生の保全(汚水処理機能確保))

- 機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。また、下水道事業継続計画の充実を図る。
- 下水道(汚水)整備区域における地震対策が施された下水道(汚水)の整備を推進する。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る。

(地下構造物の地震対策の推進)

- 交通麻痺の発生を防ぐため、下水道施設(地下構造物)の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(防災インフラの機能確保)

- 機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(排水施設の耐水化)

- 排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する。

(災害時における飲料水・電源等を確保するための施設整備)

- 被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努める。水道施設の耐震性については、施設更新の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。被災時の給水拠点等については、増設及び耐震性を強化する。
- また、所有する自家発電設備の定期的な点検を行い、必要なら更新を行い、電源の安定確保を図る。

(ハザードマップの周知)

- 避難情報等を記載した内水・洪水・高潮等のハザードマップの作成及び定期的な更新を行うと共に、継続して周知を行う。

(浸水想定区域図(内水)の作成・見直し)

- 円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、最大規模等の内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表する。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

- 被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う。

(被災時における市有施設の継続使用に係る体制の整備)

- 市有施設管理者による応急危険度判定の実施体制を整備する。
- 市有施設管理者を対象にした応急危険度判定士講習会を実施する。
- 市有施設管理者が応急危険度判定士となり、所管施設の応急危険度判定を可能にする体制づくりを促進する。

(住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立)

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確立する。

(被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備)

○被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制を整備する。

(被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備)

○被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制を整備する。

(応急仮設住宅建設に係る体制の整備)

○応急仮設住宅建設に係る体制を整備する。

(賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備)

○賃貸型応急住宅の提供に係る体制を整備する。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○「むやみに移動を開始しない」行動指針及び「徒歩帰宅支援ステーション」について、周知・広報する。

(BCP等における帰宅困難者等への対応ルールの整備)

○BCP(業務継続計画)等において、庁舎での帰宅困難者や避難してきた住民等に対する対応のルールを整備する。

(災害時の必要水量を確保するため計画作成、確保の取組)

○災害時の必要水量を確保するための計画作成するとともに、確保に向けた取組を展開・推進する。

(応急給水体制と防災用機材の整備拡充)

○水道施設の被災により、水道給水機能を継続できなくなった場合は、市は北名古屋水道企業団と協力し、避難所等への迅速な応急給水及び市民誘導を行う。応急復旧については、北名古屋水道企業団業務継続計画に基づき関係団体と協力し行う。

(防災非常時の協力の確立)

○市又は北名古屋水道企業団は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市あるいは県へ応援を要請し、協力を求める。

(飲料水の確保体制の整備)

○北名古屋水道企業団をはじめとする関連機関と相互に協力して、発災後3日間は1人当たり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに目標数量、給水方法を定め、飲料水の確保体制の整備を図る。

(防疫用器具機材の整備)

○震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材等の整備を図る。また、避難所等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める。

○震災時に、感染症の流行防止するため、下水道施設の機能確保を円滑に行えるよう市は、必要な資機材を確保する。

(文化財保護の促進)

○文化財の所有者等は、災害時において必要な防災設備・器具を整備するとともに、日常点検や防火訓練を実

施する。

また、被災状況など迅速に収集する体制を構築する。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

○浸水被害軽減のため、気候変動を踏まえた対策計画策定(排水施設、貯留施設の整備)を検討する。

(下水道施設台帳の構築)

○被災した場合の迅速な情報収集手段の確立と早期復旧を促進するため、下水道施設台帳の構築・更新を推進する。

③保健医療・福祉

(遺体の処置体制の確保)

○遺体の処置体制を確保する。

(火葬場連絡協議会及び図上訓練の参加)

○災害時の遺体処置を円滑に行うため、火葬場連絡協議会及び図上訓練に参加する。

(検視・身元確認用資機材の整備の推進)

○被災時の事前準備として、検視・身元確認用資機材の整備を推進する。

(災害時看護職等ボランティアの登録)

○被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努める。

(災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備)

○被災市町村への福祉人材の派遣に関する連携組織の立上げや DCAT(災害派遣福祉チーム)の創設、社会福祉施設等での受入体制の構築等、災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する。

○民生委員や自治会等と連携しながら災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する。

(災害医療調整機能の強化)

○地域防災計画に基づき、災害時の応急救護所立ち上げ訓練を関係機関と連携し、実施する。

(入院患者や透析患者等の搬送手段の確保)

○愛知県バス協会との協定を見直し、広域的な避難や転院搬送が必要となった市民を搬送できる体制を整備する。

○また、愛知県タクシー協会や名古屋タクシー協会と協定を締結し、人工透析患者を含めた被災者の転院搬送や避難が円滑に行える体制を整備する。

○交通関係企業・団体等との災害協定締結を図る。

(災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備)

○災害時医薬品等の備蓄品の調整及び医薬品搬送等訓練を実施する。

(災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保)

○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を活用した訓練に参加する。

(災害時の心のケア活動に関する研修会に参加)

○精神保健医療福祉の関係者が、災害時の DPAT(災害派遣精神医療チーム)の活動や、被災時に起こるストレス反応について理解し、発災時に適切に心のケア活動ができるように研修に参加する。

(災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

○災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を実施する。

(緊急医療体制の整備)

○応急救護所設置時、西名古屋医師会への医師派遣を要請する他、保健所と連携し近隣の災害拠点病院への救急車等による搬送体制を調整する。

(市民等の災害時応急手当等)

○災害時の応急手当、心肺蘇生法等、応急手当の技術等の習得に関する広報等を作成し、自主防災会等を活用して普及を図る。

(感染症等の発生予防)

○避難所などにおける消毒等を徹底し、避難所内における感染症発症予防を図る。

(災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直し)

○災害時の市保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを実施する。

(保健師等による避難所等の支援体制の整備)

○北名古屋市地域防災計画、災害時保健活動マニュアル、「愛知県災害時保健師活動マニュアル(改訂版)」等に基づき、市町村・各保健所が相互に協力し、研修会や会議を通じて体制整備を図る。

(避難所等におけるねずみ・衛生害虫等の駆除体制の整備)

○災害時のねずみ及び衛生害虫等の駆除活動に努める。

④エネルギー

(消防車両等への石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

(災害時にも活用できる蓄電池などの設置費用補助及び情報提供)

○地球温暖化対策設備設置費補助事業による太陽光発電システムを含む一体的導入や災害時にも活用できる蓄電池などの設置費用を補助する。

(再生可能エネルギーの推進)

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る。

(ガス施設の整備)

○新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。また、緊急操作設備の強化を要請する。

(災害応急活動を実施するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する。

⑤情報通信

(気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備)

○気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、市の非常配備体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意する。

○住民向け登録制メール(北名古屋市一斉メール配信システム)等、住民への多様な情報伝達手段についてさらなる周知を行うと共に、登録者数増加を図る。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)

○災害時においても多種多様な通信ルートにより市民への災害等の情報伝達を行えるように、同報系防災行政無線のデジタル化整備をはじめ、多種多様な情報伝達手段の整備を推進する。

(非常通信訓練の実施)

○無線局による非常通信訓練を実施し、非常時に適切に対応できる準備を整える。

(障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備)

○県その他関係機関と連携し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

⑥産業・経済

(中小企業等における事業継続計画(BCP)の策定促進)

○企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発する。連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(災害時の企業に対する相談体制等の整備)

○相談窓口・相談体制について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

○中小企業庁の経済安定支援制度を斡旋する。

⑦交通・物流

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る。

(道路施設の老朽化対策、狭あい道路対策の推進)

○道路施設の老朽化対策として、5年に1度の定期点検を行い、安全性確保のための適切な修繕を実施し、維持管理を継続する。また、狭あい道路対策を推進する。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

○国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する。

(防災性を高める道路ネットワークの整備)

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る。

(輸送ルート確保対策および医療提供のためのインフラ・物流の確保対策の実施)

○緊急輸送路等の物資輸送ルートの確保のため、下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業: 管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する。

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える。

(災害時の物流体制の強化)

○物資調達・輸送調整等支援システムの関係職員による入力訓練を定期的実施し、大規模災害時の物流体制強化を図る。

○市の受援計画(マニュアル)を作成及び定期的な見直しを行い、物資の援助等、大規模災害時の受援体制を整備する。

(災害時における放置車両対策)

○平時より道路管理者や警察等と連携して放置車両の移動を行う等、緊急通行車両等の通行ルートの確保(災害時における放置車両対策)を図る。

(災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体との連携強化)

○市内だけでの応急復旧資材機等の調達は、困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体等との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

⑧農林水産

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進)

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する。

⑨市域保全

(準用河川堤防等の耐震化の推進、準用河川の維持管理)

○浸水を防ぐため、準用河川堤防等の耐震化を推進し、防災性を向上する。

○開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、準用河川を適切に維持管理し、防災性を向上する。

(浸水対策(排水施設整備等)の推進)

○浸水被害軽減のため、排水施設、貯留施設整備等(主要事業:鹿田雨水調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備(J第1、久地野、沖村西部、C排水区))を推進する。

(総合治水対策の推進)

○浸水被害軽減のため、総合治水対策(主要事業:鹿田雨水調整池整備、沖村西部調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備(J第1、久地野、沖村西部、C排水区)、浄化槽雨水貯留施設転用)を推進する。

(防災インフラの機能確保)

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(排水施設の耐水化)

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する。

(ハザードマップの周知)

○避難情報等を記載した内水・洪水・高潮等のハザードマップの作成及び定期的な更新を行うと共に、継続して周知を行う。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

○浸水被害軽減のため、気候変動を踏まえた対策計画策定(排水施設、貯留施設の整備)を検討する。

⑩環境

(生活環境、公衆衛生の保全(汚水処理機能確保))

○生活環境、公衆衛生の保全を図るため、機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査を推進する。

(単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換推進、し尿処理施設の耐震化等)

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換推進を図る。

○北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る。

(位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携)

○災害時において迅速な生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るために、愛知県が整備する位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携を行い、設置・管理状況の把握に努める。

(広域的な応援体制を含めた処理体制の確立)

○災害廃棄物の発生推計による仮置場の確保を推進する。仮置場の確保にあつては、他の利用用途との調整を図る。

○災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成、定期的な見直し等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

○大規模災害発生時においても速やかな災害廃棄物の処理ができるよう関係自治体・団体と連携し、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。

○PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、適正な処理について、関係機関と連携し、指導や周知を行う。

○災害廃棄物の広域処理・処分に関し、国・県に要請するなど、災害廃棄物広域応援体制を構築する。

○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、関係自治体・団体と平常時から連携を図る。

(有害物質の流出など防止対策の指導)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への指導を進める。

(石綿飛散防止対策の周知)

○石綿飛散による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所へ飛散防止対策の周知を行う。

(産業廃棄物飛散流出等防止対策の指導)

○産業廃棄物の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への指導を進める。

(PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

○PCB 廃棄物の流出等による健康被害や環境へのリスクの軽減を図るため、適正管理、早期処分完了の指導等を行う。

(大規模災害時、関係機関による環境測定の体制強化)

○大規模災害時、環境面における市民の安全・安心を確保するため、関係部署と連携を図り、環境分析センターによる環境測定を早期に実施できる体制を整える。

(エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の周知)

○エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の周知を図る。

①土地利用

(地籍整備の促進)

○被災時の円滑な復旧・復興事業のための準備となる地籍整備を促進する。

イ 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(浸水避難訓練の実施)

○地域住民の洪水・高潮等の水害時における避難意識向上や避難の実効性の確保のため、浸水避難訓練を実施する。

(消防団員の確保)

○普及活動を行い消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進する。

(地域住民が主体となった体制構築の促進)

○防災性向上を図るために、地域住民が主体となった、夜間防災訓練や防災倉庫の確認などを促進する。

(防災情報の周知)

○国・県の被害想定を基に、地震、内水、洪水、高潮等の各種災害のハザードマップを作成又は必要に応じて更新し、住民への周知を行う。

○市ホームページに防災情報を充実させ、市民への周知を行う。

(自主防災会の育成支援)

○自主防災会が地域ごとに実施する研修会の開催、初期消火、救出、救護、避難等の訓練を支援し、効果的な防災活動の促進を図る。

(家庭内備蓄等の推進)

○食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。

(自主防災組織の活動の活性化)

○総合防災訓練及び自主防災訓練での防災講話等を通じ、自助・共助の啓発を行い、自主防災組織の活性化を図る。

(外国人に対する災害支援体制の整備)

○多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを構築し、日本人と同等の情報や支援を提供できる体制を整備する。

○被災時の外国人支援に対する理解を深める講座を開催する。

(外国語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進)

○被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

(ボランティア活動に対する整備と体制)

○災害対策本部にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

○NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの派遣を要請し、その確保に努める。

○災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

(ボランティア活動の普及・啓発)

○ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりをすすめるために、普及・啓発活動を行う。

(防災人材のネットワーク化の推進)

○防災人材交流セミナーを開催するなど、防災リーダーやボランティアコーディネーター等と、地域で防災の役割を持つ人々(消防団、自主防災組織、民生委員等)との連携の機会を設ける。

(防災ボランティア活動の環境整備)

○NPO・ボランティア関係団体等との連携、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図る。

(ボランティアコーディネーター養成講座の開催)

○ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート
の知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する。

(ボランティアコーディネーター養成講座の開催)

○ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート
の知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する。

(防災ボランティア活動の環境整備)

○NPO・ボランティア関係団体等との連携、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備
を図る。

(災害時看護職等ボランティアの登録)

○被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努め
る。

(ボランティアの受入体制の整備)

○災害ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等資機材を確保し、ボランティア受け入れ体制の整備を
図る。

(NPO・ボランティア関係団体等との連携)

○地域での連絡会の設置・協定の締結等により、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(防災リーダーのネットワーク化の推進)

○防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

②人材育成

(地域の防災リーダーの育成)

○一般公募により広く募集の上、防災リーダー養成講習会を開催し、防災リーダーの育成を行う。

③老朽化対策

(輸送ルート確保対策および医療提供のためのインフラ・物流の確保対策の実施)

○緊急輸送路等の物資輸送ルートの確保のため、下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(生活環境、公衆衛生の保全(汚水処理機能確保))

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

(防災インフラの機能確保)

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する。

④産学官民・広域連携

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

○防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する。また、市域を越えた、広域連携体制を確認するための訓練を実施する。

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

本市の強靱化を実効あるものとするために、国や県、他自治体、大学、関係機関、地域等と連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進する。

2 計画の進捗管理

本計画では、本市の強靱化のために必要な施策や、進める上での目標値(指標)等を設定した。今後、施策の重要業績指標等を踏まえ、所管課が中心となり、取組の見直しや改善(計画・実施・評価・改善:PDCA サイクル)等を行いながら事業を推進するなどの進捗管理を行う。

また、進捗管理の状況や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

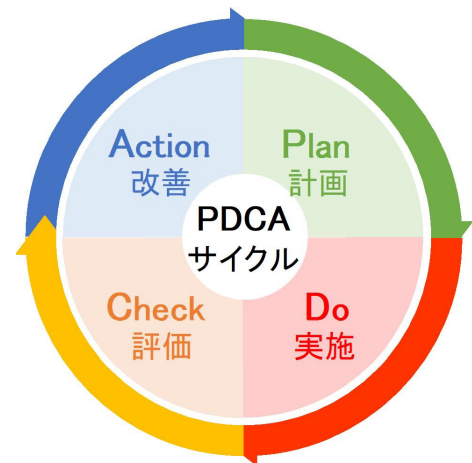


図 PDCA サイクル

参 考 资 料

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 住宅や建築物等の耐震化が十分ではない状況にある。
- 電柱やブロック塀といった構造物等の防災対策が十分ではない状況にある。
- 地区や家庭内での減災対策が十分ではない状況にある。
- 災害時の救助・救急体制が十分ではない状況にある。

(住宅の耐震化の促進)

○広報誌の活用や、職員による戸別訪問、耐震改修相談会の実施等により、耐震化の普及啓発を図る必要がある。また、住宅の耐震診断・耐震改修の補助や、代理受領制度の周知の他、低コスト耐震化工法の普及（住宅の所有者への低コスト耐震化工法についての情報発信や、耐震改修工事事業者への講習会の案内等）等を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う必要がある。

(老朽化した保育施設の安全対策の促進)

○老朽化した保育施設の耐震改修により、減災に努める必要がある。

(認定こども園、幼稚園の耐震化・新設・改修の促進)

○新設・改修・耐震化の補助を行い、認定こども園、幼稚園における災害時の被害軽減を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(道路施設の老朽化対策、狭あい道路対策の推進)

○道路施設の老朽化対策として、5年に1度の定期点検を行い、安全性確保のための適切な修繕を実施行う維持管理を継続する必要がある。また、狭あい道路対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(避難路沿道のブロック塀等の除却の促進)

○避難路沿道のブロック塀等の除却を促進し、災害時の避難路機能の確保を図る必要がある。

(減災化に寄与する対策の促進)

- 耐震シェルター整備への補助を行い、減災化を促進する必要がある。
- 自主防災会への防災講話等を通じた、家具の転倒防止対策についての啓発や、要配慮者を対象とした家具転倒防止器具取付事業等により、減災化に寄与する家具等の転倒防止対策を促進する必要がある。
- 窓ガラスや看板等の落下等による危険性の情報に加え、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けや吊り下げ天井(特定天井を含む)等の安全対策の手法についてホームページ等で周知を図るとともに、必要に応じて、所有者・管理者に対して改善の指導等を行い、減災化を促進する必要がある。
- ホームページ等で、既設エレベーターについて新安全基準への適合を促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について広く周知を図る必要がある。また、北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)・温水プールについては、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知する必要がある。
- 新耐震住宅・建築物であっても、耐震性が向上されるよう、住宅・建築物の定期的な補修・補強の啓発に努める必要がある。また、北名古屋衛生組合温水プール(新耐震建築物)について、定期的な補修・補強に努める必要がある。
- 地震時における火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、通電火災対策を実施する必要がある。

(救出救助資機材等の整備の推進)

- 被災者等の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 普及活動を行い消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進する必要がある。

(防災情報の周知)

- 国・県の被害想定を基に、地震、内水、洪水、高潮等の各種災害のハザードマップを作成又は必要に応じて更新し、住民への周知を行う必要がある。
- 市ホームページに防災情報を充実させ、市民への周知を行う必要がある。

(実践的な防災訓練の実施)

- 実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練(ロールプレイング型、討議型、市防災職員対象型等)を反復、継続して実施し、検証を行い、災害時の実践的な対応能力を強化する必要がある。

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

- 防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する必要がある。また、市域を越えた、広域連携体制を確認するための訓練を実施する必要がある。

(救出救助を担う機関との連携強化)

- 災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救

助機関相互の一層の連携強化を図る必要がある。併せて、救出救助活動の支援を行う民間の団体との連携を図る必要がある。

(都市防災事業の促進)

○地区の防災拠点となる施設整備・改修を行う必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 火災に対して、十分に防災性がある市街地を形成できていない状況にある。
- 災害時の消防水利の確保等、消防力の整備強化が必要な状況にある。
- 将来的な消防団員の確保を含め、消防の機能維持・向上が必要な状況にある。
- 地域や市民を含め、火災予防の徹底を図ることが必要な状況にある。

(災害に強いまちづくりを支える市街地整備の促進)

- 災害に強いまちづくりを支える市街地整備(北名古屋沖村西部土地区画整理事業、徳重・名古屋芸大駅周辺土地区画整理事業、西春駅東部地区、鉄道の高架化に合わせた鉄道沿線地区等)の促進を図る必要がある。
- 地震時等に著しく危険な密集市街地について、老朽建築物等の除却や道路改良、歩道設置等により、改善を促進する必要がある。

(都市緑化、公園緑地整備の推進)

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、都市緑化、公園緑地整備を推進する必要がある。

(消防力の整備強化)

- 消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備をはじめ消防水利の確保を図る必要がある。
- 令和3年度に行った消防団の可搬式動力ポンプの更新に引き続き、今後も計画的に可搬式動力ポンプの更新及び整備を図る必要がある。
- 「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る必要がある。
- 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたて、その強化を図る必要がある。

(火災予防の徹底)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるとともに、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難等の訓練実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う必要がある。また、防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体

制の推進を図る必要がある。

- 消防法に規定する立ち入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行う必要がある。
- 消防団、自治会、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の普及を図るとともに、自主防災訓練及び地区防災訓練の促進によって、これら器具等の取扱方法の周知や、初期消火活動の重要性の認識を高め、地震時における初期消火活動の徹底を図る必要がある。
- 地域における初期消火活動を推進するため、的確に対応できる環境の整備の促進を図る必要がある。具体的には、自主防災会に対し、初期消火用資機材、防災資機材等の整備の推進を図るとともに、その経費について補助する必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 豪雨が頻発する中、市街地の浸水を防ぐハード施設（河川・農業用関連施設等）の機能維持・向上が必要な状況にある。
- 浸水時の円滑・迅速な避難体制・意識の維持・向上が必要な状況にある。
- 災害時の多自治体との連携体制が十分ではない状況にある。

（準用河川堤防等の耐震化の推進、準用河川の維持管理）

- 浸水を防ぐため、準用河川堤防等の耐震化を推進し、防災性を向上する必要がある。
- 開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、準用河川を適切に維持管理し、防災性を向上する必要がある。

（浸水対策（排水施設整備等）の推進）

- 浸水被害軽減のため、排水施設、貯留施設整備等（主要事業：鹿田雨水調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備（J 第1、久地野、沖村西部、C 排水区））を推進する必要がある。

（総合治水対策の推進）

- 浸水被害軽減のため、総合治水対策（主要事業：鹿田雨水調整池整備、沖村西部調整池整備、片場ポンプ場整備、雨水管渠整備（J 第1、久地野、沖村西部、C 排水区）、浄化槽雨水貯留施設転用）を推進する必要がある。

（基幹的農業水利施設の耐震化等の推進）

- 農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する必要がある。

（気候変動を踏まえた水災害対策）

- 浸水被害軽減のため、気候変動を踏まえた対策計画策定（排水施設、貯留施設の整備）を検討する必要がある。

(ハザードマップの周知)

○避難情報等を記載した内水・洪水・高潮等のハザードマップの作成及び定期的な更新を行うと共に、継続して周知を行う必要がある。

(浸水想定区域図(内水)の作成・見直し)

○円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、最大規模等の内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表する必要がある。

(浸水避難訓練の実施)

○地域住民の洪水・高潮等の水害時における避難意識向上や避難の実効性の確保のため、浸水避難訓練を実施する必要がある。

(地震防災教育参考資料の作成・配布)

○日常的な備えを行うとともに、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにするために、市民向けの地震防災教育参考資料を作成し、市内小中学校へ配布する等、防災教育を推進する必要がある。

(被災市町村への応援体制及び受援体制の整備)

○県と被害のない(少ない)市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

1-4 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

【脆弱性が懸念される点】

●気象警報や避難指示等の重要な情報を、適切に町民に伝達するための機能の維持・向上が必要な状況にある。

(気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備)

○気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、市の非常配備体制を整備する必要がある。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意する必要がある。

○住民向け登録制メール(北名古屋市一斉メール配信システム)等、住民への多様な情報伝達手段についてさらなる周知を行うと共に、登録者数増加を図る必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時における食料・飲料水・電力・燃料等の確保に関して脆弱な状況にある。
- 物資等の輸送ネットワークの機能維持・向上が必要な状況にある。
- 迅速な道路啓開の体制が十分ではない状況にある。

(災害時における飲料水・電源等を確保するための施設整備)

- 被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努める必要がある。水道施設の耐震性については、施設更新の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。被災時の給水拠点等については、増設及び耐震性を強化する必要がある。
- また、所有する自家発電設備の定期的な点検を行い、必要なら更新を行い、電源の安定確保を図る必要がある。

(災害時の必要水量を確保するため計画作成、確保の取組)

- 災害時の必要水量を確保するための計画を作成するとともに、確保に向けた取組を展開・推進する必要がある。

(飲料水の確保体制の整備)

- 北名古屋水道企業団をはじめとする関連機関と相互に協力して、発災後3日間は1人当たり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように、被災後の経過日数ごとに目標数量、給水方法等を定め、飲料水の確保体制の整備を図る必要がある。

(応急給水体制と防災用機材の整備拡充)

- 水道施設の被災により、水道給水機能を継続できなくなった場合は、市は北名古屋水道企業団と協力し、避難所等への迅速な応急給水及び市民誘導を行う必要がある。応急復旧については、北名古屋水道企業団業務継続計画に基づき関係団体と協力し行う必要がある。

(防災非常時の協力の確立)

- 市又は北名古屋水道企業団は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市あるいは県へ応援を要請し、協力を求める必要がある。

(防災活動拠点の見直し、確保)

- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるための防災拠点の確保を図る必要がある。

(支援物資の円滑な受援供給体制の整備)

- 物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める必要がある。また、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資拠点の整備を図る必要がある。

(災害時の物流体制の強化)

- 物資調達・輸送調整等支援システムの関係職員による入力訓練を定期的実施し、大規模災害時の物流体制強化を図る必要がある。
- 市の受援計画(マニュアル)を作成及び定期的な見直しを行い、物資の援助等、大規模災害時の受援体制を整備する必要がある。

(家庭内備蓄等の推進)

- 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する必要がある。

(初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保)

- 市があらかじめ購入・備蓄する災害救助用物資について、発災直後に必要となる物資の品目・数量を精査し、充実・確保を図る必要がある。

(食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備)

- 東日本大震災の事例や本市の被害想定を踏まえ、調達協定の締結等による民間調達先のさらなる確保及び民間からの円滑な調達スキームの構築を図る必要がある。

(食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備)

- 食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫を整備する必要がある。

(災害時にも活用できる蓄電池などの設置費用補助及び情報提供)

- 地球温暖化対策設備設置費補助事業による太陽光発電システムを含む一体的導入や災害時にも活用できる蓄電池などの設置費用を補助する必要がある。

(再生可能エネルギーの推進)

- 再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る必要がある。

(ガス施設の整備)

- 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う必要がある。また、緊急操作設備の強化を要請する必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

- 要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う必要がある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

- 避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(防災性を高める道路ネットワークの整備)

- 豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る必要がある。

(輸送ルート確保対策の実施)

○緊急輸送路等の物資輸送ルートの確保のため、下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する必要がある。

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える必要がある。

(防災機能や雨水貯留機能も備えた公園や緑地の整備)

○防災・健康ひろばや五条川プロムナード整備、鹿田中央公園、能田中央公園等、避難場所としての防災機能や雨水貯留機能も備えた公園や緑地を整備する必要がある。

(都市防災事業の促進)

○地区の防災拠点となる施設整備・改修を行う必要がある。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図る必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性が懸念される点】

- 被災時における防災活動機能の維持・向上、他機関等との連携体制の強化が必要な状況にある。
- 消防団や、地域による防災活動の機能維持・向上が必要な状況にある。
- 円滑な救助・救急活動を確保する道路ネットワークの機能維持・向上が必要な状況にある。

(災害医療調整機能の強化)

○地域防災計画に基づき、災害時の応急救護所立ち上げ訓練を関係機関と連携し、実施する必要がある。

(消防団の施設・設備の充実)

○消防団の施設・設備(可搬式ポンプ付積載車、消防ポンプ自動車及び初期消火・救助資機材)の計画的な整備を図る必要がある。

(緊急消防援助隊の受援体制の強化)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、訓練を実施するとともに、活動拠点に、各部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

(救出救助資機材等の整備の推進)

○被災者等の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進する必要がある。

(消防団員の確保)

○普及活動を行い消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進する必要がある。

(地域ぐるみの消防団支援の推進)

○消防団員への料金割引等のサービスを行う消防団応援の店や、従業員が消防団であることを示す消防団協力事業所表示制度の普及・啓発を行う必要がある。

(自主防災組織の活動の活性化)

○総合防災訓練及び自主防災訓練での防災講話等を通じ、自助・共助の啓発を行い、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

(ボランティア活動に対する整備と体制)

○災害対策本部にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する必要がある。

○NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの派遣を要請し、その確保に努める必要がある。

○災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る必要がある。

(ボランティア活動の普及・啓発)

○ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりをすすめるために、普及・啓発活動を行う必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う必要がある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(防災性を高める道路ネットワークの整備)

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る必要がある。

(防災活動拠点の見直し、確保)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるための防災拠点の確保を図る必要がある。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える必要がある。

(地域住民が主体となった体制構築の促進)

○防災性向上を図るために、地域住民が主体となった、夜間防災訓練や防災倉庫の確認などを促進する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

【脆弱性が懸念される点】

- 帰宅困難者への対応準備が十分とはいえない状況にある。
- 発災時における円滑な交通・移動の機能確保・向上が必要な状況にある。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○「むやみに移動を開始しない」行動指針及び「徒歩帰宅支援ステーション」について、周知・広報する必要がある。

(BCP等における帰宅困難者等への対応ルールの整備)

○BCP(業務継続計画)等において、庁舎での帰宅困難者や避難してきた住民等に対する対応のルールを整備する必要がある。

(災害時の道路被害情報共有の強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時における医療体制について、他組織との連携体制の構築等が必要な状況にある。
- 透析患者や災害時要配慮者等に対する体制整備・強化が必要な状況にある。
- 災害時における医療救護活動に関する連絡体制や医薬品等安定供給確保体制の整備・強化が必要な状況にある。
- 円滑な救助・救急活動を確保する道路ネットワークの機能維持・向上、エネルギー確保が必要な状況にある。

況にある。

(緊急医療体制の整備)

○応急救護所設置時、西名古屋医師会への医師派遣を要請する他、保健所と連携し近隣の災害拠点病院への救急車等による搬送体制を調整する必要がある。

(災害時看護職等ボランティアの登録)

○被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努める必要がある。

(災害医療調整機能の強化)

○地域防災計画に基づき、災害時の応急救護所立ち上げ訓練を関係機関と連携し、実施する必要がある。

(入院患者や透析患者等の搬送手段の確保)

○愛知県バス協会との協定を見直し、広域的な避難や転院搬送が必要となった市民を搬送できる体制を整備する必要がある。

○また、愛知県タクシー協会や名古屋タクシー協会と協定を締結し、人工透析患者を含めた被災者の転院搬送や避難が円滑に行える体制を整備する必要がある。

○交通関係企業・団体等との災害協定締結を図る必要がある。

(災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備)

○被災市町村への福祉人材の派遣に関する連携組織の立上げや DCAT(災害派遣福祉チーム)の創設、社会福祉施設等での受入体制の構築等、災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する必要がある。

○民生委員や自治会等と連携しながら災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する必要がある。

(災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

○災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を実施する必要がある。

(災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備)

○災害時医薬品等の備蓄品の調整及び医薬品搬送等訓練を実施する必要がある。

(災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保)

○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を活用した訓練に参加する必要がある。

(市民等の災害時応急手当等)

○災害時の応急手当、心肺蘇生法等、応急手当の技術等の習得に関する広報等を作成し、自主防災会等を活用して普及を図る必要がある。

(災害時の心のケア活動に関する研修会に参加)

○精神保健医療福祉の関係者が、災害時の DPAT(災害派遣精神医療チーム)の活動や、被災時に起こるストレス反応について理解し、発災時に適切に心のケア活動ができるように研修に参加する必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う必要がある。

(防災拠点の機能を維持・災害応急活動を実施するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する必要がある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(防災性を高める道路ネットワークの整備)

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る必要がある。

(医療提供のためのインフラ・物流の確保対策の実施)

○緊急輸送路等の物資輸送ルート確保のため、下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る必要がある。

(消防車両等への石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する必要がある。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する必要がある。

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える必要がある。

(災害時における放置車両対策)

○平時より道路管理者や警察等と連携して放置車両の移動を行う等、緊急通行車両等の通行ルートの確保(災害時における放置車両対策)を図る必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性が懸念される点】

- 感染症対策を踏まえた避難所の確保、予防対策の実践的な準備が必要な状況にある。
- 衛生環境の確保のために、災害時における汚水に関する機能の維持・強化が必要な状況にある。
- 被災時において円滑な医療活動に係る移動が可能となるように、沿道建築物の耐震化が必要な状況にある。

(避難所の指定整備)

- 避難所にテント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める必要がある。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める必要がある。
- 北名古屋市避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画等を参考に、市の実情を踏まえ、自主防災会や教職員、コミュニティスクール等と連携した避難所運営体制の整備を図る必要がある。

(防疫用器具機材の整備)

- 震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材等の整備を図る必要がある。また、避難所等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める必要がある。
- 震災時に、感染症の流行防止するため、下水道施設の機能確保を円滑に行えるよう市は、必要な資機材を確保する必要がある。

(感染症等の発生予防)

- 避難所などにおける消毒等を徹底し、避難所内における感染症発症予防を図る必要がある。

(生活環境、公衆衛生の保全(汚水処理機能確保))

- 機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。また、下水道事業継続計画の充実を図る必要がある。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る必要がある。

(単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換推進、し尿処理施設の耐震化等)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換推進を図る必要がある。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る必要がある。

(位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携)

- 災害時において迅速な生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るために、愛知県が整備する位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携を行い、設置・管理状況の把握に努める必要がある。

(災害医療調整機能の強化)

- 地域防災計画に基づき、災害時の応急救護所立ち上げ訓練を関係機関と連携し、実施する必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性が懸念される点】

- 避難所における良好な生活環境の確保・向上、体制整備が必要な状況にある。
- 要支援者に対する避難生活等の体制整備・強化が必要な状況にある。
- 災害時における避難所機能の確保を図るための取組（耐震改修促進）等を行うことが必要な状況にある。

(単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換推進、し尿処理施設の耐震化等)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換推進を図る必要がある。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る必要がある。

(位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携)

- 災害時において迅速な生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るために、愛知県が整備する位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携を行い、設置・管理状況の把握に努める必要がある。

(避難所の指定整備)

- 避難所指定の拡充を図る必要がある。
- 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める必要がある。
- 避難所にテント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める必要がある。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める必要がある。
- 避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を行う必要がある。
- 北名古屋市避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画等を参考に、市の実情を踏まえ、自主防災会や教職員、コミュニティスクール等と連携した避難所運営体制の整備を図る必要がある。

(防疫用器具機材の整備)

- 震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材等の整備を図る必要がある。
- また、避難所等における簡易トイレ及びマンホールトイレ等の災害用トイレの整備に努める必要がある。

(災害時の保健師の活動マニュアル等の作成及び見直し)

○災害時の市保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しを実施する必要がある。

(保健師等による避難所等の支援体制の整備)

○北名古屋市地域防災計画、災害時保健活動マニュアル、「愛知県災害時保健師活動マニュアル(改訂版)」等に基づき、市町村・各保健所が相互に協力し、研修会や会議を通じて体制整備を図る必要がある。

(避難所等におけるねずみ・衛生害虫等の駆除体制の整備)

○災害時のねずみ及び衛生害虫等の駆除活動に努める必要がある。

(避難行動要支援者の支援体制の整備の推進)

- 避難所等に必要災害時要配慮者生活支援資機材の整備を支援する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を定期的に更新する必要がある。
- 個別計画を策定する必要がある。
- 民生委員・児童委員や自治会等と協議で支援体制の整備の推進を図る必要がある。
- 福祉避難所の指定及びその拡充を推進する必要がある。

(災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備)

- 被災市町村への福祉人材の派遣に関する連携組織の立上げや DCAT(災害派遣福祉チーム)の創設、社会福祉施設等での受入体制の構築等、災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する必要がある。
- 民生委員や自治会等と連携しながら災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進する必要がある。

(障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備)

○県その他関係機関と連携し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

(外国人に対する災害支援体制の整備)

- 多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを構築し、日本人と同等の情報や支援を提供できる体制を整備する必要がある。
- 被災時の外国人支援に対する理解を深める講座を開催する必要がある。

(生活相談対応の充実)

○大規模災害時における市民相談の充実を図るとともに、市民相談チーム運用訓練による職員の防災能力の向上を図る必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う必要がある。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

【脆弱性が懸念される点】

- 地域における自主的な防犯機能等の確保・強化が必要な状況にある。
- 信号機等における耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。

(自主防災組織の活動の活性化)

○総合防災訓練及び自主防災訓練での防災講話等を通じ、自助・共助の啓発を行い、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

(地域の防災リーダーの育成)

○一般公募により広く募集の上、防災リーダー養成講習会を開催し、防災リーダーの育成を行う必要がある。

(被災地域における地域安全活動の推進)

○地域安全情報を提供するための手段、配信先等について、随時、検討・見直しを行う必要がある。

(防災ボランティア活動の環境整備)

○NPO・ボランティア関係団体等との連携、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図る必要がある。

(防災人材のネットワーク化の推進)

○防災人材交流セミナーを開催するなど、防災リーダーやボランティアコーディネーター等と、地域で防災の役割を持つ人々(消防団、自主防災組織、民生委員等)との連携の機会を設ける必要がある。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る必要がある。

(外国人に対する災害支援体制の整備)

○多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを構築し、日本人と同等の情報や支援を提供できる体制を整備する必要がある。

○被災時の外国人支援に対する理解を深める講座を開催する必要がある。

3-2 県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性が懸念される点】

- 被災時の対応として、行政機関における人材確保や育成、体制の強化が必要な状況にある。
- 防災拠点や道路ネットワーク等における耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。
- 国や県、自治体間の連携体制、職員の防災知識等の充実・強化が必要な状況にある。

(防災拠点となる公共施設等の耐震化の維持)

○市内において防災拠点となる公共施設等の耐震化を維持する必要がある。特に防災拠点施設の内、北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)については北名古屋衛生組合と協議し施設の耐震化の維持を図り、北名古屋衛生組合と協議し施設の耐震化の維持を図る必要がある。

(非常用電源設備の拡充)

○災害対応業務を担う拠点施設について、発災直後の救護活動場所として利用可能とするため、非常用電源設備の増設・充実を図る必要がある。

(重要施設への電力の臨時供給のための体制整備)

○災害発生時に電源車による電力の臨時供給が必要となる医療・救護の拠点や防災関連施設等の重要施設のリストをあらかじめ作成し、電力事業者と共有する必要がある。

(再生可能エネルギーの推進)

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る必要がある。

(防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する必要がある。

(行政情報通信ネットワークの可用性の向上)

○災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、行政情報通信ネットワークの冗長化(二重化)を推進する必要がある。

(BCPの見直し)

○PDCA サイクルの取組により、BCP(業務継続計画)を定期的に見直すと共に、職員への計画の周知を行う必要がある。

(各施設の被災状況の把握体制の確保)

○被災時の市有施設の被災状況の把握の体制を確保すると共に、定期的な見直しを行う必要がある。

(外部委託業務の継続性の確保)

○発災時の災害応急対策に関連するシステムや設備の維持管理等の業務を委託している事業者に対し、業務継続体制の確保を求める必要がある。

(被災時における市有施設の継続使用に係る体制の整備)

○市有施設管理者による応急危険度判定の実施体制を整備する必要がある。

○市有施設管理者を対象にした応急危険度判定士講習会を実施する必要がある。

○市有施設管理者が応急危険度判定士となり、所管施設の応急危険度判定を可能にする体制づくりを促進する必要がある。

(市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し)

○市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況について見直しを実施する必要がある。

(食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備)

○食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫を整備する必要がある。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図る必要がある。

(参集時の物資・資材の確保)

○参集時の職員用の食事、水及び簡易トイレの準備状況及び供給体制について検証し、物資・資材の確保を図る必要がある。

(北名古屋市一斉メール配信システムを用いた職員及びその家族の安否確認の利用促進)

○北名古屋市一斉メール配信システムを用いた職員及びその家族の安否確認の利用について検証し、必要に応じて見直しを行う必要がある。

(市立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進)

○市立学校施設の体育館等の天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。

(市立学校施設の家具固定等の推進)

○市立学校施設の家具固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、家具固定及びガラス飛散防止措置を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(無電柱化の推進)

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(避難路沿道のブロック塀等の除却の促進)

○避難路沿道のブロック塀等の除却を促進し、災害時の避難路機能の確保を図る必要がある。

(防災活動拠点の見直し、確保)

○南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるための防災拠点の確保を図る必要がある。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)

○市の災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進する必要がある。

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

○防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する必要がある。

(教職員の災害対応力の向上)

○教職員に対し、災害初動期における避難所開設をはじめとする防災に関する研修・訓練を実施し、災害対応力の向上を図る必要がある。

(広域的な応援体制の充実)

○被災時における広域連携の取組を推進する必要がある。

○災害廃棄物について、広域的な応援体制を含め、国・県・関係自治体と協議し、処理体制を確立する必要がある。

(被災市町村への応援体制及び受援体制の整備)

○県と被害のない(少ない)市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

(復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定)

○復興組織、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興方針、復興財源確保等の復興体制の事前整備を推進する必要がある。

(発災時の職員のメンタルケアの体制の確保)

○発災時に災害対応業務にあたる職員に対し、メンタルケアを実施する体制を確保し、必要に応じて見直しを行う必要がある。

(災害時の心のケア活動に関する研修会に参加)

○精神保健医療福祉の関係者が、災害時の DPAT(災害派遣精神医療チーム)の活動や、被災時に起こるストレス反応について理解し、発災時に適切に心のケア活動ができるように研修に参加する必要がある。

(防災部門機能の充実・強化)

○地震防災対策に係る調査・研究体制及び災害応急対策を専門的に実施する体制を充実するとともに、専門的職員を含めた人員の確保を図る必要がある。

(BCPに関する職員研修の充実)

○BCP(業務継続計画)に関する職員研修の実施を推進する必要がある。

(市職員の防災意識及び専門知識の向上)

○市職員に対する防災関連研修の実施を推進する必要がある。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【脆弱性が懸念される点】

- 災害時における情報通信システムの機能の確保・充実が必要な状況にある。
- 電力等の長期供給停止を防ぐためのインフラにおける耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。

(災害時における通信の疎通や設備の災害応急復旧の訓練)

○災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進するとともに、設備の災害応急復旧の訓練等を推進する必要がある。

(行政情報通信ネットワークの可用性の向上)

○災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、行政情報通信ネットワークの冗長化(二重化)を推進する必要がある。

(非常用電源等の設置)

○避難情報や災害の状況等を市民に知らせるための通信手段に被害が発生した場合に備え、非常用電源の設置に努める必要がある。

(再生可能エネルギーの推進)

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る必要がある。

(防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する必要がある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(無電柱化の推進)

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(BCPの見直し)

○PDCA サイクルの取組により、BCP(業務継続計画)を定期的に見直すと共に、職員への計画の周知を行う必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(脆弱性が懸念される点)

- 特定の情報伝達手段が機能しない場合にでも、市民に情報が提供・通信できる設備・体制の充実・

強化が必要な状況にある。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)

○災害時においても多種多様な通信ルートにより市民への情報伝達を行えるように、同報系防災行政無線のデジタル化整備をはじめ、多種多様な情報伝達手段の整備を推進する必要がある。

(非常通信訓練の実施)

○無線局による非常通信訓練を実施し、非常時に適切に対応できる準備を整える必要がある。

(災害時の道路被害情報共有の強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(脆弱性が懸念される点)

- 被災時における情報サービス機能の強化・充実が必要な状況にある。
- 市民の適切な避難行動等が促進できるように、防災意識や知識の向上・充実が必要な状況にある。
- 災害時の避難の遅れを防ぐためのインフラにおける耐災害性の充実・強化が必要な状況にある。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進)

○災害時においても多種多様な通信ルートにより市民への情報伝達を行えるように、同報系防災行政無線のデジタル化整備をはじめ、多種多様な情報伝達手段の整備を推進する必要がある。

(非常用電源の設置・設備の拡充)

- 避難情報や災害の状況等を市民に知らせるための通信手段に被害が発生した場合に備え、非常用電源の設置に努める必要がある。
- 災害対応業務を担う拠点施設について、発災直後の救護活動場所として利用可能とするため、非常用電源設備の増設・充実を図る必要がある。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

- 迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する必要がある。
- 建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える必要がある。

(外国語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進)

○被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に

向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める必要がある。

(様々な組織等と連携した防災訓練の実施)

- 防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施する必要がある。また、市域を越えた、広域連携体制を確認するための訓練を実施する必要がある。
- 地震を原因とする浸水対策の一環として、市及び市水防団(消防団)等と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、水防体制の万全を期するとともに、実践的な訓練を実施する必要がある。

(南海トラフ地震臨時情報及び東海地震の警戒宣言発表時等を想定した予知型対応訓練の実施)

- 南海トラフ地震臨時情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の訓練等を実施する必要がある。

(大規模地震を想定した発災対応型訓練の実施)

- 現場指揮本部訓練や避難所の開設・運営訓練、ボランティアの受け入れ体制の訓練等を実施する必要がある。

(下水道施設台帳の構築)

- 被災した場合の迅速な情報収集手段の確立と早期復旧を促進するため、下水道施設台帳の構築・更新を推進する必要がある。

(住宅の耐震化の促進)

- 広報誌の活用や、職員による戸別訪問、耐震改修相談会の実施等により、耐震化の普及啓発を図る必要がある。また、住宅の耐震診断、耐震改修の補助を行い、耐震化を促進する必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

- 多くの者が利用する建築物に対する耐震改修費補助の検討や、要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等により、防災上重要な建築物等の耐震化の促進を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

- 避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(減災化に寄与する対策の促進)

- 自主防災会への防災講話等を通じた、家具の転倒防止対策についての啓発や、要配慮者を対象とした家具転倒防止器具取付事業等により、減災化に寄与する家具等の転倒防止対策を促進する必要がある。

(ハザードマップの周知)

- 避難情報等を記載した内水・洪水・高潮等のハザードマップの作成及び定期的な更新を行うと共に、継続して周知を行う必要がある。
- 円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、最大規模等の内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表する必要がある。

(職員の参集訓練の実施)

○地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の参集訓練を適宜実施する必要がある。

(職員の家庭における地震対策の促進)

○地震発生時の職員の参集には、職員及び職員の家族の安全確保が前提となるため、職員の自宅の耐震化、家具の固定化等の促進を図る必要がある。

(防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施の促進)

○関係職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施を促進する必要がある。

(児童生徒等に対する防災教育の実施)

○教育課程に位置づけて防災教育を実施し、とりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する必要がある。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(脆弱性が懸念される点)

- 道路・情報通信ネットワーク等の社会インフラの耐災害性機能の強化が必要な状況にある。
- 企業における防災対策の促進等が十分でない状況にある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

- 避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(防災性を高める道路ネットワークの整備)

- 豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る必要がある。

(無電柱化の推進)

- 電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(中小企業等における事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発する必要がある。連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める必要がある。

(災害時の企業に対する相談体制等の整備)

- 相談窓口・相談体制について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく必要がある。
- 中小企業庁の経済安定支援制度を斡旋する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(脆弱性が懸念される点)

- サプライチェーンを維持するため、被災後の輸送経路の迅速な確保方法を見直し・検討が必要な状況にある。
- 災害時における燃料の確保のための取組の強化が必要な状況にある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

- 避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(防災性を高める道路ネットワークの整備)

- 豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る必要がある。

(市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し)

○市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況について見直しを実施する必要がある。

(災害応急活動を実施するための石油燃料の確保)

○災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する必要がある。

5-3 陸・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(脆弱性が懸念される点)

- 広域物流の基幹的交通ネットワーク機能の耐災害性の強化が必要な状況にある。
- 災害時における交通ネットワークの機能停止における広域的・他組織との連携体制の構築が必要な状況にある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

○国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する必要がある。

(防災性を高める道路ネットワークの整備)

○豊山西春線、高田寺久地野線、師勝環状線、西春北部環状線等の都市計画道路の整備促進を図り、災害時の交通の確保を図る必要がある。

(無電柱化の推進)

○電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る必要がある。

(大規模災害時における道路啓開の連携強化)

○迅速な道路啓開に向けて、道路情報システムを活用する等、情報共有に必要な体制整備を推進する必要がある。

○建設業協議会やライフライン業者等、関係機関との協定を締結し、顔の見える関係を構築することで、大規模災害時に迅速な道路啓開が出来る体制を整える必要がある。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する必要がある。

(災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体との連携強化)

○市内だけでの応急復旧資材機等の調達は、困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体等との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める必要がある。

(広域的な応援体制の充実)

○被災時における広域連携の取組を推進する必要がある。

○災害廃棄物について、広域的な応援体制を含め、国・県・関係自治体と協議し、処理体制を確立する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(脆弱性が懸念される点)

●物流ネットワーク、農業施設の耐災害性の強化が必要な状況にある。

(緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の促進)

○避難路等における橋梁の調査・耐震補強を実施し、災害時の道路機能確保を図る必要がある。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

○国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する必要がある。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進)

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する必要がある。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(脆弱性が懸念される点)

●水道施設、農業施設の耐災害性の強化が必要な状況にある。

(水道施設の耐震化の推進)

○水道施設の更新を含め耐震化を推進し、上水道の長期間にわたる機能停止を防止する必要がある。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進)

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する必要がある。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（脆弱性が懸念される点）

- 災害を踏まえたエネルギー確保の取組の強化が必要な状況にある。

（再生可能エネルギーの推進）

- 再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る必要がある。

（市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し）

- 市役所等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況について見直しを実施する必要がある。

（防災拠点の機能を維持・災害応急活動を実施するための石油燃料の確保）

- 災害時に使用する石油燃料等の優先供給について、関係機関・団体等と災害協定を締結する等、体制を整備する必要がある。

（道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施）

- 大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（脆弱性が懸念される点）

- 上水道施設の耐災害性機能の強化が必要な状況にある。

（水道施設の耐震化の推進）

- 水道施設の更新を含め耐震化を推進し、上水道の長期間にわたる機能停止を防止する必要がある。

（災害時の必要水量を確保するため計画作成、確保の取組）

- 災害時の必要水量を確保するための計画を作成するとともに、確保に向けた取組を展開・推進する必要がある。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（脆弱性が懸念される点）

- 污水处理施設の耐災害性機能の強化が必要な状況にある。

(生活環境、公衆衛生の保全(汚水処理機能確保))

- 機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。また、下水道事業継続計画の充実を図る必要がある。
- 下水道(汚水)整備区域における地震対策が施された下水道(汚水)の整備を推進する必要がある。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る必要がある。

(単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換推進、し尿処理施設の耐震化等)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換推進を図る必要がある。
- 北名古屋衛生組合鴨田エコパーク(し尿処理施設)について、施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化を図る必要がある。

(位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携)

- 災害時において迅速な生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るために、愛知県が整備する位置情報を付与した浄化槽台帳システムとの連携を行い、設置・管理状況の把握に努める必要がある。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(脆弱性が懸念される点)

- 交通インフラの耐災害性機能、広域的・他自治体等との連携体制の強化が必要な状況にある。

(道路施設の老朽化対策、狭あい道路対策の推進)

- 道路施設の老朽化対策として、5年に1度の定期点検を行い、安全性確保のための適切な修繕を実施行う維持管理を継続する必要がある。また、狭あい道路対策を推進する必要がある。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

- 国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

- 大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する必要がある。

(災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体との連携強化)

○市内だけでの応急復旧資材機等の調達は、困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく県内・県外の自治体等との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(脆弱性が懸念される点)

●防災インフラの機能維持・強化の促進が必要な状況にある。

(防災インフラの機能確保)

○生活環境、公衆衛生の保全を図るため、機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。

(排水施設の耐水化)

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する必要がある。

(再生可能エネルギーの推進)

○再生可能エネルギーの公共施設、防災拠点、避難所への導入を図る必要がある。

(下水道施設台帳の構築)

○被災した場合の迅速な情報収集手段の確立と早期復旧を促進するため、下水道施設台帳の構築・更新を推進する必要がある。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(脆弱性が懸念される点)

- 地震に対して、十分に防災性がある市街地を形成できていない状況にある。
- 消防機能の充実・強化の促進が必要な状況にある。
- 地域での防災機能・体制の維持・強化が必要な状況にある。

(災害に強いまちづくりを支える市街地整備の促進)

- 災害に強いまちづくりを支える市街地整備(北名古屋沖村西部土地区画整理事業、徳重・名古屋芸大駅周辺土地区画整理事業、西春駅東部地区、鉄道の高架化に合わせた鉄道沿線地区等)の促進を図る必要がある。
- 地震時等に著しく危険な密集市街地について、老朽建築物等の除却や道路改良、歩道設置等により、改善を促進する必要がある。

(都市緑化、公園緑地整備の推進)

- 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、都市緑化、公園緑地整備を推進する必要がある。

(消防団の施設・設備の充実)

- 消防団の施設・設備(可搬式ポンプ付積載車、消防ポンプ自動車及び初期消火・救助資機材)の計画的な整備を図る必要がある。

(消防力の整備強化)

- 消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備をはじめ消防水利の確保を図る必要がある。

(救出救助資機材等の整備の推進)

- 被災者等の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進する必要がある。

(橋梁等道路施設の整備と防災構造化の推進)

- 国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充を要請するとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい道路施設の整備と防災構造化を各管理者と調整を図りながら推進する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

(減災化に寄与する対策の促進)

- 地震時における火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、通電火災対策を実施する必要がある。

(救出救助を担う機関との連携強化)

○災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救助機関相互の一層の連携強化を図る必要がある。併せて、救出救助活動の支援を行う民間の団体との連携を図る必要がある。

(消防団員の確保)

○普及活動を行い消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進する必要がある。

(地域ぐるみの消防団支援の推進)

○消防団員への料金割引等のサービスを行う消防団応援の店や、従業員が消防団であることを示す消防団協力事業所表示制度の普及・啓発を行う必要がある。

(自主防災会の育成支援)

○自主防災会が地域ごとに実施する研修会の開催、初期消火、救出、救護、避難等の訓練を支援し、効果的な防災活動の促進を図る必要がある。

(自主防災組織の活動の活性化)

○総合防災訓練及び自主防災訓練での防災講話等を通じ、自助・共助の啓発を行い、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(脆弱性が懸念される点)

●災害時の交通麻痺を防止のための取組の強化が必要な状況にある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

○多くの者が利用する建築物に対する耐震改修費補助の検討や、要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等により、防災上重要な建築物等の耐震化の促進を図る必要がある。

(耐震性が十分でない家屋等の除却の促進)

○危険な空家の解体に対する補助や、旧耐震基準木造住宅の建替えを促進する補助(除却工事費の一部補助)等により、減災化を促進する必要がある。

(地下構造物の地震対策の推進)

○交通麻痺の発生を防ぐため、下水道施設(地下構造物)の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:管渠等点検・調査・改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。

(防災インフラの機能確保)

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備の推進)

○信号機電源付加装置の整備の推進により、停電時でも機能する防災性の高い道路施設の確保を図る必要がある。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する必要がある。

7-3 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(脆弱性が懸念される点)

●防災インフラの損壊・機能不全を防ぐための機能確保・強化が必要な状況にある。

(防災インフラの機能確保)

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する必要がある。

(排水施設の耐水化)

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する必要がある。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進)

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃

(脆弱性が懸念される点)

●有害物質の拡散・流出防止機能の強化が必要な状況にある。

(有害物質の流出など防止対策の指導)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への指導を進める必要がある。

(石綿飛散防止対策の周知)

○石綿飛散による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所へ飛散防止対策の周知を行う必要がある。

(産業廃棄物飛散流出等防止対策の指導)

○産業廃棄物の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への指導を進める必要がある。

(PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

○PCB 廃棄物の流出等による健康被害や環境へのリスクの軽減を図るため、適正管理、早期処分完了の指導等を行う必要がある。

(大規模災害時、関係機関による環境測定の体制強化)

○大規模災害時、環境面における市民の安全・安心を確保するため、関係部署と連携を図り、環境分析センターによる環境測定を早期に実施できる体制を整える必要がある。

7-5 農地等の被害による市域の荒廃

(脆弱性が懸念される点)

●農業水利施設の耐災害性の強化が必要な状況にある。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進)

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性が懸念される点)

- 災害廃棄物処理に関する体制等の強化が必要な状況にある。

(広域的な応援体制を含めた処理体制の確立)

- 災害廃棄物の発生推計による仮置場の確保を推進する必要がある。仮置場の確保にあつては、他の利用用途との調整を図る必要がある。
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成、定期的な見直し等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても速やかな災害廃棄物の処理ができるよう関係自治体・団体と連携し、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。
- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、適正な処理について、関係機関と連携し、指導や周知を行う必要がある。
- 災害廃棄物の広域処理・処分に関し、国・県に要請するなど、災害廃棄物広域応援体制を構築する必要がある。
- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、関係自治体・団体と平常時から連携を図る必要がある。

(エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の周知)

- エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の周知を図る必要がある。

(防災上重要な建築物等の耐震化の促進)

- 要緊急安全確認大規模建築物所有者への直接的な働きかけ等を行うとともに、耐震改修費補助の検討を行う必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(脆弱性が懸念される点)

- ボランティアの受け入れ体制の強化が必要な状況にある。
- 復旧・復興を支える人材育成の強化が必要な状況にある。
- より良い復旧・復興を進めていくための事前準備が十分ではない状況にある。

(ボランティアコーディネーター養成講座の開催)

- ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネーターの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する必要がある。

(防災ボランティア活動の環境整備)

○NPO・ボランティア関係団体等との連携、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図る必要がある。

(災害時看護職等ボランティアの登録)

○被災した市民の生命と健康を守るため、医療職を登録し、医療救護活動が迅速かつ効果的に行えるように努める必要がある。

(ボランティアの受入体制の整備)

○災害ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等資機材を確保し、ボランティア受け入れ体制の整備を図る必要がある。

(NPO・ボランティア関係団体等との連携)

○地域での連絡会の設置・協定の締結等により、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める必要がある。

(防災リーダーのネットワーク化の推進)

○防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する必要がある。

(復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定)

○復興組織、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興方針、復興財源確保等の復興体制の事前整備を推進する必要がある。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う必要がある。

(震災後復旧マニュアルの策定)

○被災時、円滑に復旧を進めるための震災後復旧マニュアルを策定する必要がある。

(災害廃棄物処理実行計画の策定)

○被災時、円滑に復旧を進めるための災害廃棄物処理実行計画を策定する必要がある。

(遺体の処置体制の確保)

○遺体の処置体制を確保する必要がある。

(検視・身元確認用資機材の整備の推進)

○被災時の事前準備として、検視・身元確認用資機材の整備を推進する必要がある。

(火葬場連絡協議会及び図上訓練の参加)

○災害時の遺体処置を円滑に行うため、火葬場連絡協議会及び図上訓練に参加する必要がある。

(外国人に対する災害支援体制の整備)

○多言語での防災・災害情報の提供や防災啓発を効果的に行う仕組みを構築し、日本人と同等の情報や支

援を提供できる体制を整備する必要がある。

○被災時の外国人支援に対する理解を深める講座を開催する必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性が懸念される点)

- 浸水被害の防止対策等の強化が必要な状況にある。
- 浸水被害からの復旧の準備、他組織等との連携体制の強化が必要な状況にある。

(準用河川堤防等の耐震化の推進)

○浸水を防ぐため、準用河川堤防等の耐震化を推進し、防災性を向上する必要がある。

(防災インフラの機能確保)

○機能不全に陥らないよう下水道施設の地震対策、老朽化対策、点検調査(主要事業:電車川ポンプ場改築更新、久地野ポンプ場改築更新(ストックマネジメント計画)、耐震化)を推進する必要がある。

(排水施設の耐水化)

○排水施設の機能不全防止のため、施設の耐水化を推進する必要がある。

(基幹的農業水利施設の耐震化等の推進)

○農業水利施設の損壊による被害を防止するため、農業水路や樋門の整備改修を推進する必要がある。

(地籍整備の促進)

○被災時の円滑な復旧・復興事業のための準備となる地籍整備を促進する必要がある。

(道路管理者と連携したより実践的な訓練の実施)

○大規模道路災害を想定し、道路管理者と連携した、より実践的な訓練を実施する必要がある。

(被災市町村への応援体制及び受援体制の整備)

○県と被害のない(少ない)市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(脆弱性が懸念される点)

- 早期の生活再建を実現するための体制の強化が必要な状況にある。

(住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立)

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確立する必要がある。

(被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備)

○被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制を整備する必要がある。

(被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備)

○被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制を整備する必要がある。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う必要がある。

(応急仮設住宅建設に係る体制の整備)

○応急仮設住宅建設に係る体制を整備する必要がある。

(賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備)

○賃貸型応急住宅の提供に係る体制を整備する必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(脆弱性が懸念される点)

●被災による残すべき遺産の損失防止のための備え、体制の強化が必要な状況にある。

(文化財保護の促進)

○文化財の所有者等は、災害時において必要な防災設備・器具を整備するとともに、日常点検や防火訓練を実施する必要がある。

また、被災状況など迅速に収集する体制を構築する必要がある。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性が懸念される点)

●早期の復旧を図るための体制の強化が必要な状況にある。

(住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立)

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確立する必要がある。

(被災住宅の応急修理に係る体制の整備)

○被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う必要がある。